

平成20年12月5日

午前10時開議

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

会議に出席した議員

1 番	井 川 芳 昭	2 番	清 原 良 典
3 番	中 島 貞 次	4 番	服 部 千 秋
5 番	長谷川 原 司	6 番	井 村 淳 子
7 番	中 井 政 喜	8 番	嶋 澤 達 也
9 番	花 畑 奈知子	10 番	佐 野 芳 彦
11 番	熊 谷 直 行	12 番	上 田 富 夫
13 番	村 田 興 亞	14 番	桜 井 公 晴
15 番	橋 本 恭 子	16 番	北 川 嘉 明

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	山 本 修 三	書 記	木 村 和 義
書 記	肥 塚 馨		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	圓 尾 哲 一	総 務 部 長	佐々木 正 人
生活福祉部長	丸 尾 満	経 済 建 設 部 長	富 岡 慎 一
教 育 次 長	塚 原 二 良	財 政 課 長	香 田 大 然

（開議 午前9時59分）

○議長（北川嘉明） 平成20年第5回太子町議会定例会第2日目におそろいでご出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成20年第5回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（北川嘉明） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快にお願いします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、中島貞次議員。

○中島貞次議員 おはようございます。

3番公明党中島貞次、通告に従いまして質問いたします。

9月定例会に引き続きまして環境問題について質問いたします。

人と社会とのかかわり、人は社会生活を営む上で、人間自身を取り巻く周囲の環境と人間とは切っても切り離せない関係であります。人は環境によって支配されているとも考えられるし、また逆に人は環境を支配、リードしながら、住みよい住空間をつくりながら毎日の生活を送っているわけであります。その際、よくも悪くも人は環境空間の中ではぐくまれていくのであります。よって、少しでもよりよい環境づくりを目指していこうとしているのが実情ではないかと思えます。

しかし、より暮らしやすい生活をする一方で、人間にとって生活する上で要らなくなったものが出てくるのであります。今、社会問題として大きくクローズアップされているのが、ごみの減量化ではないでしょうか。家庭から出るごみを極力抑えよう、また便利な商品も増え、時代は消費の時代になりました。ペットボトル、アルミ缶など、要らなくなっても再生、再利用できるものも多くなり、そのまま捨ててしまうのではなく、リサイクルして再び商品として生まれ変わるというように、家庭から出るごみを分別して出すようになってきているのであります。

ところで、家庭から出るごみには可燃ごみやペットボトル、空き缶のような不燃ごみ等があります。その中にも本日テーマとして取り上げたのは生ごみの問題であります。生ごみは可燃ごみの半分、およそ50%を占めていると言われております。一般ごみの年間排出量の約3割が生ごみだと言われております。このような生ごみは食生活の多様化に伴い増えているのが実情ではないかと思えます。昔は質素な生活の中から食事でも一切残さず食べてしまうと、調理でも要らなくなった野菜のくず、魚類など捨てるのがもったいないので、それを調理するとか、何とか工夫しながら残さないようにしていたというのが実情ではなかったかと思えます。

今は時代は変わり飽食の時代で、生ごみが大量に出る。その処分方法として今話題になっているのが、何とかして生ごみの量を減ら

そうではないかということであります。ガーデニングや家庭菜園で花や野菜をつくる家が増えております。しかも、その最近の傾向として、化学肥料や農薬を使わない有機肥料による栽培が注目を浴びています。それをするために、家庭から出る生ごみを肥料化して利用する考え方があります。それにはいろんな肥料化の手段がありますが、特に今話題になっているのが電気生ごみ処理機であります。これを使うことによっていろんな便利な点があるわけであります。

1つ目として、まずごみの減量化によりまして、ごみ出し袋が軽くなる、回数も減る、運搬時に汁垂れがなくなる。これも私も経験するわけですが、結構生ごみの、ごみの袋の中には汁が下のほうにたまっている場合があります。水切りをよくすればいいんでしょうけども、それにも限界があって、やっぱり重くなるということがあります。

2つ目のこととして、キッチンの生ごみのおいが消え、台所は汚れも減って清潔になるということがあります。

3点目、ごみ収集場が衛生的になると。カラスや犬、猫が寄りつきにくくなり、また自治体としてのごみの処理量が減るということですね。

4点目として、有機肥料として利用でき、生ごみが資源に変わると。

以上のような利点があるわけであります。

しかし、実際にこの電動式の生ごみ処理機は値段が高いです。大体五、六万円あたりから10万円ぐらいするわけであります。これがある住民の方が何とか欲しいなあということで、今話題になっております定額給付金を何とかしてほしいと、あれから買いたいなという人の声を聞きますが、これを普及させるためにも全国的には助成金制度というのがあるわけであります。その自治体も全国的に数多くなっております。4月現在で全国1,814自治体があるわけですが、そのうち1,179の自治体で、およそ65%でこの助成金制度を設けています。県内でも41の市町村の

うち26の自治体では実施しております。およそ63.4%になります。

実施の方法としては、大体助成制度として上限2万円ぐらいで、2分の1の助成というのが大体多いケースです。近隣では姫路市を初め、たつの市、赤穂市、宍粟市、上郡町等々で実施しておられます。太子町としても、今後の生ごみ減量策の一環としてこの助成金制度をぜひともつくっていただきたいと、これが切なる住民からの願いであります。

例えば実際どれぐらいかかるのかなというふうな、いろんな方法があるわけですが、例えば年間の助成台数を限定するという方法もあります。むやみやたらに年間300でも400でもいいですよというわけではなく、例えば年間50台限定とか100台限定とかというやり方をとっている自治体も見受けられました。そうすると、例えば1台当たり2万円の助成をするとすると、例えば年間50台であれば100万円、もし年間100台すれば200万円とかというふうな予算割りができるんじゃないかなというふうに考えている次第であります。そういう意味で、こういう電気式の生ごみ処理機補助に、助成制度について当局の姿勢をお伺いしたい。これが1点目です。

2点目は……。

- 議長（北川嘉明） 中島議員。
- 中島貞次議員 あ、いいです。
- 議長（北川嘉明） 次はリサイクルでしょう。
- 中島貞次議員 はいっ。
- 議長（北川嘉明） 生ごみの、まだ、生……。
- 中島貞次議員 いや、また別です。
- 議長（北川嘉明） はい。
- 中島貞次議員 それで、以上よろしく願いします。
- 議長（北川嘉明） 生活福祉部長。
- 生活福祉部長（丸尾 満） 電動式生ごみ処理機の補助についてのお尋ねでございま

す。

中島議員さんのお調べになった数字で申しますと、かなりの多数の自治体で実施をされております。近隣の市町におきましてもおっしゃられたとおりでございまして、ごみの減量を目指しての各取り組みがされておるといふふうに思っております。

先の9月の定例議会でも、この問題、ごみの減量化につきましては出されておりました、その際も申し上げましたんですが、やはり現在安価で手軽に実施ができるという段ボールコンポストによりますごみの減量化ということ町としましても進めておる、また実験的な取り組みをしておるということでございまして、その一方で今ご指摘のごみ処理機の助成といったところが出てきておるわけですが、当面はこの段ボールコンポストによりますところのごみの減量化ということを推し進めていきたいというふうに思っておりますが、やはり他市町の実施の状況等を今後検討させていただくということで考えておるところでございます。

以上でございます。

- 議長（北川嘉明） 中島議員。
- 中島貞次議員 実は、この問題については3年前か4年前に一度同僚の議員が質問したわけでありましたが、その後この件に関して検討していくというふうな答弁をいただいております。その間、この問題に関してはどういう姿勢であったのか、それをちょっとお聞きしたいんですが。
- 議長（北川嘉明） 生活福祉部長。
- 生活福祉部長（丸尾 満） 中島議員さんも申されましたように、経費というんですか、費用の問題というのが一つの問題ということもございます。この機具ですか、機具も今俗に言います環境問題を背景にして各メーカーさんかなり改良を重ねられて、発展途上にあるといったところもございますので、その辺で両にらみといった状況で今日まで来たというふうに思っております。
- 議長（北川嘉明） 中島議員。

○中島貞次議員 今後とも、要は段ボール、それから大型のコンポストとか、いろいろ生ごみの処理の方法についてあるんですけども、ただ場所的に設置場所がない方とかという方もいらっしゃる。それから、この電動処理機の利点というか、これは要は台所でもできる、家の中でもできるという、そういう便利な点があるわけですから、そういう意味で今後とも、あと他市町の実態状況をちょっと今回時間がなくて掌握してないんですけども、例えば姫路市で何台ぐらい実際にその助成金制度を受けて普及しているのか、ちょっとそこまで調べる時間的余裕がなかったんですけども、今後それらを調査した上でまた引き続きご検討お願いしたいと、そういうふうに思っていますので、またよろしく願います。

続いて行きます。リサイクルの広報宣伝についてということで質問いたします。

現在リサイクルの考え方が大変よく普及しております。ところが、家の中には、もう既に使わなくなった、あるいは子供さんが大きくなって蔵の中に眠ってしまっているとか、あるいは古くなって半分壊れた状態で家に眠っているとかというふうなのが結構あるわけです。当然、気がついたときには、それはやがては廃品回収に出すとか、あるいは粗大ごみの日に出してしまうとかというケースが多いわけです。ところが、その中にはまだ使える物があるわけで、私は要らなくなったけれども、だれかが使うだろうと、そのまま、というケースも多々見受けられるわけです。

例えば、よく町民の方から耳にするのがチャイルドシートも、あれはある程度年齢が上がってしまうと使わなくなってしまうわけです。現在少子化が進みまして、兄弟で使い回すというような実態もなくなってきたわけです。

とか、あとちょっとこれはあれなんですけれども、学校の制服、実はこれは業者さんに対して申しわけないんですが、定価で買うわけです。高いんです、実際のところ。という

ことは、どっか、もう要らなくなって持っている方に対して、ちょうだいなと、分けてちょうだいなというのが正味のところの庶民感覚の実情です。あるいは小学校、あるいは幼稚園の制服等。

あるいはあともう一つ、この前パソコンの要らなくなった、あるいはOSが古くなった、今ウィンドウズXPが主流ですけども、2000とか98とか、そういう古いタイプで使えるものはないかなということお聞きしましたが、なかなか今はない状況です。町のパソコンはどうなってるんですかて聞きますと、これはリースなんで、古くなってもそのままお分けいただくことはできないというふうなことをお聞きしました。そういうことで、パソコンでも実際眠っているのがあるのではないかと、そういう情報提供をいただきたいなと。

そこで、当然無償で、なるべく無償でそういう、こういうのがありますよ、あるいはこういうのはありませんかという、その情報提供の場があったほうがええんじゃないかというふうに思いました。

ですから、チラシ、チラシと言うても、例えば、きょうはちょっと持ってきてないんですけども、エコサイクル通信とかという新潟県の上越市で発行しているような、そういうチラシがありました。パソコン上でちょっと打ち出したんですけど。そういう意味で、別に10ページも20ページも広報みたいに要りません。わずか1枚もんでもいいですし、そういうなものの中に情報としてそういうリサイクル関係の情報出しながら、要るものはありませんか、これは要らなくなりましたとかという情報提供を互いに交換し合う、そういうものがあってもいいんじゃないかと、そういうふうに思いますが、当局のお考えはどうですか。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） リサイクルの広報宣伝ということでございますが、議員のおっしゃいますとおりに、ある家庭では使わ

ない品物が他の家庭では必要ということはございます。

既に本町では10年以上にもなるんですけれども、太子町不用品登録制度を実施をいたしております、このような家庭で眠っている資源の有効活用を図るのが目的ということで、省資源活動をしてきております。

譲ります、譲ってほしい情報を今窓口が生活環境課でございますが、連絡をしていただきまして、その利用票を中央公民館、また各地区公民館、太子町役場、あすかホール、それからさわやかホールー保健福祉会館ですねーの掲示の場所に掲示をして、希望者は直接ご本人と交渉を行っていただいて、取引が成立をいたしましたならば生活環境課のほうにご連絡をいただきまして、その掲示の利用票を取り外すといった一連の作業をやってきておるんですが、どうも啓発が最近不十分といえますか、ご存じでない方がたくさんおられるのかなあという思いがいたしております。

今後は、広報またホームページといった広報媒体によりますところの啓発といえますが、をさらに実施をいたしまして、住民の皆さんに周知ができるようにというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 中島議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

今の制度に関して、保健福祉会館でたしか見たと思うんですけれども、知っている人に聞きますと、知らないと言う人も結構、今部長から答弁がありましたようにいらっしゃるわけです。そういう意味で、広報あるいは、要は全員、全戸の方が見れるような体制づくりというか、それから広報もありましょうし、回覧で自治会に回すとかという方法もありますでしょうし、何かの方法をとって、そういうのがありますよと、そういう情報交換の場がありますよというのを何とかして徹底をお願いしたいなと、そういうふうに思いますんで、またよろしくをお願いします。

それと、3点目に移させていただきます。

これはまた生活環境課そのもののことでお話しさせていただきます。

私が議員になりまして、昨年の4月に議員になって以来およそ1年7カ月が過ぎました。その間、町の行政のいろんな組織、機構をいろいろ勉強しながら最近つくづく思うに、この生活環境課というのは大変もう役割、使命は重要だなと、そういうふうに思いました。町民の生命、財産を守る、安全・安心なまちづくりに貢献し、住みよい太子町の環境づくりをリードしていく、そういう重大な使命があり、またそのためには揖龍はもとより県や国の各行政機関とも連携を密にしながら、そういう太子町民の生活を守る使命を果たしている大変重要な部署であると、そういうふうに自分自身感じております。

そこで、私は生活環境課というのをもっと生活福祉部より切り離して、格上げしながら、各部局とか教育委員会などと同格の機関、それだけ重要だという意味で、それぐらい格上げするぐらいの組織づくりというのを検討されてはどうかと。例えば名称も生活環境センターというふうな感じで考えてみました。私自身ここまで申し述べるのは僭越だと思いますけれども、それほど生活環境課というのは太子町全般の住民にとって大事なところであると、そういうふうに思いましたんで、きょう発言させていただきましたので、当局のお考えをお聞きしたい。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 単独の部に格上げしてはどうかということでございますが、現在生活環境課につきましては、環境衛生、消防防災、交通防犯等の事務を担当しております。

ご指摘のとおり町民の生命、財産を守り、安全・安心なまちづくりを進めるため、警察、消防などの関係機関と連携をしまして、その業務を遂行し、特に近年は犯罪事案等が増加し、重要な役割を果たしております。

しかしながら、他の部署におきましてもそ

れぞれの担任事務の中で住民の福祉の向上に重要な役割を果たしておりまして、特に生活環境課だけを部に昇格させる必要性は現在のところ考えてはおりません。

ただ、住民の安全確保につきましては特に重要な行政課題でありますので、限られた人員の中で、より迅速に、効果的に対応することが必要ということは考えております。

そのため組織の見直しとしまして、この21年度より災害時等における危機管理体制の統括的な指揮、迅速な対応を図るために防災関係業務を生活環境課から分離をいたしまして、企画政策課のほうに移管するというものの考えでございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 中島議員。

○中島貞次議員 ありがとうございました。

そういう意味で特に防災は、防災、いざ地震、いざ風水害といったときには本当に重要な対処、対応をしなければいけない、そういう意味で、その部門が企画政策課に移るというふうなことをお聞きしまして、これで生活環境課も一つ荷がおりたかなと、そういうふうに思います。生活環境自体が結構幅広い、消防、警察とか、それ以外にも消費者の関係とか、今のごみの関係とか、もう結構幅広いなというのを私自身実感しておりますんで、各課同様にまた生活環境課もこれからは発展させていただきたいなと、そう思いますんで、またよろしく願います。

以上です。以上で質問終わります。

○議長（北川嘉明） 以上で中島貞次議員の一般質問は終わりました。

次、熊谷直行議員。

○熊谷直行議員 皆さん、おはようございます。

通告に従いまして一般質問を行います。4件、質問いたします。

まず1件目は、全世帯アンケートの集計結果を踏まえてについてであります。

地方財政が厳しさを増す中、これまで以上の行政改革の推進が必要なために、行財政審

議会での審議や住民の方々の意見を募るパブリックコメントを経て、平成20年度から平成24年度までの5カ年を計画期間とした太子町行政改革大綱第4次と同実施計画が策定され、現在進められています。

この第4次の太子町行政改革大綱は大きく5つの項目に分けて取り組まれています。事務事業の見直し、財政基盤の強化、民間委託の推進、官民協働による開かれた行政運営の推進、行政体制の整備と基盤強化であります。これらを計画どおり実施しますと、19億9,137万円の効果が見込まれると試算されております。

先日、平成20年度上半期取り組み結果が報告されました。中でも、官民協働による開かれた行政運営の推進取り組み項目の中で、町民の意識調査の実施結果が「広報たいし」11月号で公表されております。

質問は8つの項目と自由意見欄で構成されていて、それぞれ棒グラフ、円グラフで紹介されており、項目ごとに簡単な分析やコメントが掲載されておりました。この全世帯アンケートの結果を踏まえて、今後具体的な取り組みを検討され、第5次総合計画を策定されていくことになっていますが、それぞれの質問項目ごとのアンケート結果について町長の見解をお伺いします。質問の項目は次のとおりであります。

1、太子町の良いところ、良くないところ、2、望まれる将来の太子町像、3、これからのまちづくりのために必要な取り組み、4、子どもの笑顔があふれるまちづくり、5、高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり、6、安全・安心なまちづくり、7、情報化が進んだまちづくり、8、行政サービスと負担、9、自由意見となっています。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 熊谷議員の全世帯アンケートの結果についてご答弁を申し上げます。

まずその前に、ちょっと声の調子悪うござ

いますんで、お許しを願いたいと思います。

ご承知のとおり、6月から7月にかけてして全世帯を対象とした町民アンケートを実施したところでございます。1万1,401世帯ございまして、そのうち7,456世帯から回答を得たところでございます。本当に、率にしますと65.4%という、この種のアンケートでは高回収率ではないかなと、このように考えるところでございますが、この回答結果につきましては、総合計画の策定に資するのみならず、今後の町政運営に当たっても多くの示唆を与えるのでございます。

設問ごとの分析、見解につきましては「広報たいし」11月号で公表したところでございますが、改めて私の見解ということでございますので、若干雑駁になろうと思いますが、お答えをさせていただきます。

まず、第1点の太子町の良いところ、良くないところという件でございますが、よい点として多かった回答は、やはり日常生活環境、交通の便利さ、また道路や下水道の整備状況、そうしたところがすぐれているというような回答を得、また都市化の進展、交通の利便さ等が本町の住みやすさにつながっているものではないかと、このように考えられるところでございます。

また一方、よくない点といたしましては、公園や広場の整備状況、医療施設の充実、防犯対策等が挙げられるところでございまして、こうした点は昨今の社会情勢を反映する中で、やはりポイントが押さえられている重要なおところであるなど、私はそのように考えます。やはり憩いや安らぎの場、子供たちが安全に遊べる場を求める声が多かったというふうに思います。やはりそうしたところを十分今後の行政に反映させていきたいなど、このように思うところでございます。

続きまして、望まれる太子町の将来像という点でございますが、やはり先ほども申し上げましたが、多かった回答は、安全・安心なまち、福祉が充実したまち、公園や散策路が整った緑あふれるまち、子育て支援、教育が

充実したまちという回答でございました。これらのまちづくりにつきましては、やはり安全・安心、そして福祉、子育て、緑、そうした点がキーワードになると、このように考えておるところでございます。

次に3点目でございますが、これからのまちづくりのために必要な取り組みという点で、防犯対策、防災対策の強化を求める意見は合わせて5,757件、75%に及んでおるところでございます。安全・安心のまちづくりに対する住民のニーズは非常に高いと、このように考えるところでございまして、また参画と協働分野におきましては、住民が町政に参加しやすいシステムづくりを求める意見も多く寄せられておるところでございます。町民の町政に対する関心をいかに参画と協働に結びつけていくか、そのシステムづくりが今後の我々に課せられる課題ではないかなと、このように考えるところでございます。

4点目、子どもの笑顔あふれるまちづくりについてでございますが、公園、広場の整備と医療関係の充実を求める意見は他の設問でも多かった回答でございまして、それだけ住民ニーズが高い分野であると考えるところでございます。また経済的負担の軽減を求める意見も多く求められたところでございます。町では独自事業として3人目以降保育料無料化に取り組んでおりますが、経済面のみならず、子育て相談、障害児療育、そうした点、総合的な観点から子育て支援に取り組んでいく所存でございます。

5点目、高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりについてでございますが、介護施設の整備やホームヘルプサービスの充実など、福祉サービスの充実を求める意見が多数を占めております。生きがい、交流の場づくりを求める回答も全体の2,103人、28%の方から寄せられております。福祉サービスの充実はもちろん大切ではございますが、これからの高齢化社会では老後を第二の人生ととらえられ、楽しく生き生きと暮らしていただくように、行政としてもそうした面にバックアップ

していく必要性を非常に感じておるところでございます。

次に、6番目の安全・安心なまちづくりでございますが、災害発生時の情報伝達手段の充実、避難時における食料品など日常用品の備蓄、避難場所や避難経路の整備を求める意見が多く集まっておりました。その一方、消防団や自主防災組織などの地域の防災力の充実、そうしたものを求める意見は案外少なかったなという思いでございます。災害被害を未然に防ぐためには、地域防災力強化は不可欠でございます。住民のみずからの町はみずからで守るという意識醸成を防災訓練等を通して今後も図っていききたいと、このように考えます。

7番目の情報化が進んだまちづくりでございますが、もう近年情報化がどんどん進み、我々の生活も大きく変化したところでございます。情報化により行政サービスが向上するのであれば積極的に取り入れていきたいと、このように考えております。しかしながら、先ほどのアンケート結果で、インターネット利用をしていないという回答も1,819名、24%いらっしゃるところでございます。すべての方がパソコン等をお持ちのわけではございません。いわゆるデジタルディバイドにも注意しながら行政の情報化を進めてまいりたいと、このように考えます。

次に、8点目の行政サービスと負担でございますが、税金等の負担を望まないご意見が多数を占めておりました。負担増を容認される方も、また無回答の方々も約20%前後ございました。負担増を容認された方からも自由意見では、行政の無駄を省くなど効率的な行政運営に努めることが前提と、そうしたご意見がつけられておりました。行政改革、行財政改革は当然今後も推進、とどめることなく推進していかなければならないと。しかし、一方では少子・高齢化社会が進行する過程におきまして、現在お願いいたしております負担のみで本当に真の行政サービスが提供できるのか、こうした問題もいつかは考えていか

なければいけない時期が来るのではないかなと、このように考えております。将来にわたる必要な行政サービス、それを維持するためには、現段階から将来にわたり負担増はしないという明言はやはりできないと、このように考えます。しかしながら、現在町政を託されている者の使命といたしましては、まず行財政改革を徹底して行っていき、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めてまいりたいと、このように考えております。

9点目の自由意見でございますが、自由意見で最も多かった意見は、職員の質問に対する姿勢、住民の目線に立って丁寧に対応してほしいというものでございました。

行政職員は、やはり法令にのっとって事務をしております。どうしても住民の皆さんに対しまして法令どおりのこと、また住民の希望に沿わないというようなことも申し上げなくてはならない場合もございます。また、皆さんの大切な権利や個人情報を扱っておりますので、十分なチェックをしながら事務を行うことが、そうしたところで事務が遅い、また職員が余っているのではないかなというような指摘につながっているのではないだろうかという思いがいたしております。

そうした中で、我々の努力が足りない部分に対する的確なご指摘、おしかりも多数あったと、このように思っております。役場全体がいま一度みずからの姿勢を振り返り、このアンケートでいただきましたお声を耳にはせながら、望まれる将来の太子町、そうした実現に向けて一層努力をしてまいりたいと、このように考えておりますので、どうかご支援のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 熊谷議員。

○熊谷直行議員 アンケートの回収結果が全世帯の65.4%の7,456世帯から回答があったというご説明がありました。町長も発言されましたが、私自身も予想外に多かったなあと感じを持っております。それだけ町の行政に対する関心が深く、また期待されている

のだなあという認識で、今後当局も、我々議員も今後の行政運営に取り組んでいかなくてはと考えております。

回答の中身をちょっと見てみますと、の太子町のよいところ、悪いところ、の望まれる将来の太子町像の2つの項目に大体集約されるのではないかなというふうに思います。特に医療制度の充実度、公園や広場などの整備状況がよくないと判断されておりますし、障害者や高齢者を大切にする福祉が充実したまち及び防犯防災体制が整った安全・安心なまちが期待されております。また、まちづくりは人づくりからと言われるように、子育て支援や学校教育にも積極的に取り組んでいくことが期待されていますし、私も重要であろうと思います。

今回のアンケート結果を踏まえて、今後第5次総合計画を策定する計画になっておりますが、そこで1点再度伺いたいと思います。

今のこの段階で町長が余り具体的な取り組みの方向を発言しますと今後の審議会での調査とか審議に支障を来すかも分かりませんが、今年7月の町長選挙のときに首藤町長は多くの取り組みを公約されております。そのとき、ここに町長のにこにこした笑顔で公約されておりましたけれども、その中で町長がこのアンケートの結果を踏まえて、今まで考えていた以上に、特に注力していきたいなと思われた項目があれば何点かご紹介いただければと思います。先ほど申し上げましたように、余り詳しく言いますと後々の各所管での審議とか、その辺にも支障を来すかも分かりませんので、町長の素直なお気持ちをお伺いしたいと思います。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） このアンケートを通して、私自身は本当に町民の皆さんがこの行政に目を向けていただいているというのは本当にうれしく感じたところでございます。

先ほども申し上げましたが、参画と協働、役場の行政だけでは、これは当たっていける

問題でもございません。やはり町民の皆さんの逆にご支援またご協力が大きなウエートを占めておると、このように考えておりますが、その中でやはり福祉問題、それからまた半面、公園、娯楽施設と申しますか、若干羽根が伸ばされるような場所も欲しいというのは私はつくづく痛切に感じておるところでございます。

今、少子・高齢化を迎える中で、高齢者の方といかにしてつき合っていくか。また半面、逆に若い世代の皆さん方に今後を担う新しい息吹をもっともっと増やしていただきたいなという思いでございます。

しかし、昨今の報道等でも言われておりますように、今日本の情勢なかなか難しい面がございます。揺れ動いているのが現状ではないかなと。その中での取り組み、やはり太子町の行く末を考える中で、今の現状をしっかりと踏まえて考えさせていただきたいと、このように思います。

また、再度私もこのアンケート、しっかりと目を通していき、ポイント、ポイントを押さえていきたいと思いますが、やはり財政的な面を十分考慮しながら優先順位をしっかりとつけさせていただいて取り組んでいきたいと、このように考えております。やはり私は最後には安全・安心、ここへつながるのではないかなという思いでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 熊谷議員。

○熊谷直行議員 今後このような貴重な意見を参考にされて、町民の目線に立った町民本位の第5次総合計画を策定されることを期待しまして次の質問に入ります。

2件目は、学校等の耐震化の促進についてであります。

麻生内閣が打ち出した緊急総合対策を盛り込んだ2008年度補正予算が10月16日に成立いたしました。これに伴い、高齢者医療対策、中小零細企業への支援、農林水産業関係などの施策が実行に移されようとしています。

中でも学校等の耐震化については、大規模

地震による倒壊の危険性の高い公立小・中学校施設、約1万棟について、対策が終わっていない約6,000棟の耐震化を加速しますと総理大臣みずからが述べられています。

特に児童を地震から守る学校づくり防災対策として、児童・生徒の安全に加え、災害時における地域住民の応急避難先の役割も果たす学校、その他の施設等の耐震化を前倒し実施するとともに、災害の復旧、防災、消防等の対策を行うと打ち出されています。

9月議会で同僚議員からも、町内の耐震化の現状と必要性について質問がされております。太子町において構造耐震指標が現在Ⅰs値0.3未満で早急な耐震化が必要な校舎、屋内運動場等が残っております。これは龍田小学校の校舎と斑鳩小学校の体育館であります。ほかにもⅠs値が0.3から0.6に該当する10棟の施設についても早期の対策が必要と考えます。この緊急総合対策が出されたこの機会に国の方針を受けて耐震化対策を迅速に進むべきだと思いますが、次の3点について伺います。

まず1点目は、国は方針を示した以上、市町村が実施する耐震化事業に対する財政支援をどのように増大させているのか。これは国の考え方について伺います。

2点目は、国の方針を踏まえて、町の計画へどのように反映させるのか。これは町の対応であります。

3点目は、緊急性を要するので、長期計画ではなく短いスパンで一気に整備すべきではないかなと思いますが、これについて具体的な考え方、取り組みについて伺いいたします。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

学校施設は児童・生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、自然災害時には地域住民の生命、安全性を守る公共的な防災拠点となる施設でございます。このことを改めて再認識させる災害が、今年5月に中国四

川省での大震災、6月には震度6強を記録する岩手・宮城内陸地震が発生し、学校施設に求められる耐震化の重要性を認識させられたところでございます。

まず、第1点目の国の動きといたしましては、6月に学校施設の耐震性を早急に確保する必要から地震防災対策特別措置法の一部が改正され、市町村の財政負担軽減を図るため、国庫補助率のかさ上げ、起債充当率の拡充等、緊急の支援措置が講じられ、地方公共団体に大規模な地震により倒壊、崩壊する危険性の高い構造耐震指標Ⅰs値0.3未満の建物に対する耐震化の促進が求められました。

それに伴う財政負担軽減の内容といたしましては、Ⅰs値0.3未満の校舎、体育館施設に対しまして国庫補助率のかさ上げでございます。耐震補強事業の補助率を2分の1から3分の2へ、またやむを得ず行う改築事業の補助率を3分の1から2分の1へ、また補助に伴う起債の充当率が75%から90%へ拡充されたところでございます。

8月には安全・安心のための緊急総合対策が取りまとめられ、その中に大規模な地震による倒壊の危険性の高い学校施設等の耐震化事業の加速化が盛り込まれました。この緊急総合対策の支援措置として、耐震化完了年度の前倒しを図るため、10月に平成20年度補正予算に公立学校施設整備費が追加計上され、学校耐震化の加速についての取り組みが求められたところでございます。その支援の内容としましては、起債の充当率が75から90に拡充されたところでございますが、さらに100%に拡充されたものでございます。

第2点目、本町の整備の方針でございます。本町におきましては第1に、構造耐震指標のⅠs値0.3未満の建物から耐震化整備事業計画をいたしております。耐震補強工事また改築工事の指標につきましては、対象施設の利用形態や構造上の関係も考慮しまして、耐震化工事、関連工事の取り組みを財政状況も加味し順次整備を行いたいというふうに考えております。

このたびの構造耐震指標  $I_s$  値0.3未満の建物の取り組みといたしましては、斑鳩小学校の屋内運動場については改築工事で耐震化を行い、龍田小学校の西棟、これにつきましては耐震補強工事を計画をいたしております。今回、緊急総合対策として補正予算に公立学校施設整備費が追加され、学校耐震化の加速化の取り組みが求められておりますが、龍田小学校、斑鳩小学校の耐震化事業を今年度事業として前倒しして実施することにつきましては、現状では診断評定、実施設計の事務手続の時期から考えますと非常に難しいというふうに判断をいたしております。しかし、 $I_s$  値0.3未満の建物に対する耐震化につきましては、早期の完成を目指し、制度を最大限に利用して事業を推進してまいりたいというふうに考えております。

なお、龍田小学校につきましては、今年度において耐震診断評定を9月補正で行っており、今現在進めているところでございます。

3点目の耐震化整備計画でございますが、今後の取り組みといたしましては、地震防災緊急事業5カ年計画に基づき実施される事業の事務手続、事業をする上での診断評定を行ってまいります。そして、耐震化事業計画として補助率の引き上げは時限措置のため、事業の優先、財政上の問題もございますが、早期の耐震化対策に取り組み、この $I_s$  値0.3未満の建物の優先的取り組みはもちろんでございますが、 $I_s$  値0.3以上0.6未満の建物についても、各学校施設の構造、配置の問題からも検討を重ねまして、学校施設の耐震化整備事業の推進を図ることが児童・生徒や町民安全を実現するための重要な事業ということで位置づけをいたしております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 熊谷議員。

○熊谷直行議員 今、教育次長のほうから説明をいただきましたが、1点目の国の支援措置については大体理解いたしました。それを踏まえて、2点目、3点目の太子町の取り組みについて再度お伺いします。

構造耐震指標  $I_s$  値0.3未満の斑鳩小学校の体育館及び龍田小学校の西館の耐震補強工事が計画されておられるのは9月議会でもお聞きしましたし、今も説明があったわけですが、その中で龍田小学校の耐震診断評定は20年度の補正予算で現在進めてるというお話ありましたが、その他は今年度事業としては無理という今説明があったわけですが、では今後具体的に、ほかの項目について、どのような日程で、どのような計画になって進められようとしているのか。まず、この0.3未満についてお伺いしますし、それから0.3から0.6、太子町では10棟あるわけですが、これについてももう少し具体的な計画が分かればご説明いただきたいと思います。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 年次計画のことをお尋ねでございます。

まず、龍田小学校でございます。今、答弁させていただいたように、20年度におきましては診断評定を行っております。龍田小学校におきましては、21年度で実施設計と校舎の補強工事を全体的に行って完了させたいという、これは実施設計の中でございますが、予算の関係もございますけれども、21年度で龍田小学校を何とか補強工事でもって完成できないだろうかというふうに考えております。

それともう一点、斑鳩小学校の体育館の関係がございます。これにつきましては、21年度、来年において一応診断の評定、体育館においての診断評定を行い、また実施設計行いまして、22年、23年度ぐらいにかけて校舎の補強、また体育館は、これも改築か補強とあるわけでございますが、今の段階では私どものほうは改築、建てかえをせざるを得んだろうというふうに考えております。ですから、これは22、3年度ぐらいになるだろうというふうに。

それと、また $I_s$  値が0.3から0.6、これにつきましては全体的には石海小学校、太田小学校もございますけれども、これの後順次整備をしていきたいと。なるべくこれも早く整備

のほうを。このIs値の0.3から0.6につきまして補助率がまだ従来どおりでございますので、今国のほうが言ってるのは0.3未満について補助率、起債の関係をかさ上げをされたわけでございますので、それは国の動向を見ながら、財政のほうもあるんですけども、なるべく早いこと完成をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 熊谷議員。

○熊谷直行議員 いずれにしましても、この学校施設は児童・生徒が一日の大半を過ごす場所でもありますし、またこの地域は近くに山崎断層が走っておりまして、いつ大きな地震が発生してもおかしくない状況にあります。できるだけ早く安全な施設で安心して勉強できる環境を整えていただくことを強く要望しておきたいと思います。

次の質問に入ります。

3件目は、福祉事務所の設置についてであります。

首藤町長は、今年の7月27日に行われた町長選挙において見事3期目の当選をされました。改めましておめでとうございます。

そのときの町長の選挙公約で、スローガンの元気な町、健康な町へと多くの公約が掲げられています。その中で、福祉事務所の設置と表明されております。これも先の9月での質問で、財政的、人材的に課題をクリアした時点で設置する旨の説明がされました。

市では福祉事務所の設置が義務化されているようですが、首藤町長は太子町においてもこの福祉事務所の設置を重視し、必要と判断されたことと想定いたしております。高齢者、障害者等の対応など、福祉問題に前向きに取り組もうとされている町長の姿勢に敬意を表したいと思います。

今後、財源を含めた課題をクリアし、条件整備が整い次第、事務所の設置を考えておられるようですが、町長ご自身福祉事務所にどのようなイメージを描かれておられるのか。また、具体的にどのような事務を、どこで、

どのような規模で設置されようとしているのかお伺いします。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） これ、選挙公約にもこの件はうたっております。9月議会でも答弁をさせていただきましたように、これは町だけがやろうと思ってもなかなか難しい面もございます。そうした面、県のほうとも連携を図りながら考えておるところでございますが、やはり一番に財政的な問題、それから人材的な問題、そうしたいろいろな課題をクリアした中で設置をしなければならないと、このように考えています。

福祉事務所の設置につきましては、町民の皆様方の日常生活では本当に欠かせない身近な事務を行うものでございまして、町の所管する老人福祉、障害福祉、また健康施策と一体的に行うことによりまして総合的なサービスが提供できると、このように考えております。

この福祉事務の所管事務でございますが、社会福祉法第14条で明記されておりまして、福祉六法、いわゆる生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に定められているところで、援護、育成、更生の措置に関する事務をつかさどることとなされております。

この事務所を設置したことによりまして県から移譲される主な事務といたしましては、生活保護分野では生活保護の実施、また児童福祉分野では児童扶養手当に関すること、そして母子寡婦分野につきましては授産施設、また母子生活支援施設への入所事務や母子家庭の相談、調査、指導、その他の分野といたしましては、特別障害者手当、障害児福祉手当、そして福祉手当に関することが挙げられるところでございます。

やはり町民の皆さんと密接に関係する分野でございますので、財政的な面がクリアできれば、私も今県、県知事等の懇談会、政策懇話会等々でもいつもお願いを申し上げており

ます。やはり末端の町の負担というのを十分に考えていかなければ費用的に大きな負担が生じてきます。特に生活保護関係になりますと、今手当に持ち出しはございませんが、行政が最終的には国2分の1、県が4分の1、町が4分の1という持ち出しが発生いたします。それは生活扶助だけでなくして医療扶助等々も入れていきますと、そうした関係だけで1億円というような大きな莫大な経費につながってくる。そこへもって職員の手だてもしていかなければならないというところで、その設置に当たっての国、県の財政的補助、支援の関係でしっかりとした位置づけがなされなければ手が出せないなという思いでございますので、今そうした面を県のほうと煮詰めているところでございます。

場所についてでございますが、今もうご承知のとおりこの庁舎の中ではなかなか難しいという思いもございますが、場所の問題はやはり私は後回しにしたいなと。先に財政的な確立をしっかりさせ、その中で、また半面もし財政的にオーケーであれば、次は職員の手だてですね。職員もそれぞれの分野でそうした対応ができるような職員を配置しなければなりませんので、そうした段階を踏んでこの事務所設置には向けていきたいと、このように考えるところでございます。

いずれにいたしましても、今すぐにというのはなかなか難しいなという思いでございます。やはり我々持ち出しの経費、それは極力抑えなければいけないと、このように考えておりますので、そうしたところはしっかりと今後詰めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 熊谷議員。

○熊谷直行議員 皆様ご承知のとおり団塊の世代も次々と定年を迎えられて、ますます少子・高齢化が進んできております。また、世界的な不況を受けて我々の身近でも失業者が増えておりますし、住民の生活を脅かしてきておりますが、その中で年金の問題とか後

期高齢者医療などの多くの課題も明らかになってきております。

地方分権が進む中、麻生総理大臣は地方分権ということは余り理解されてないようですけれども、地方自治体も福祉を含めたいろんな体制づくりも重要になってくるのではないかなというふうに思います。我々住民一人ひとりが安全で安心して暮らせるためにも、できるだけ早い時期に福祉事務所を設置されて、町長の公約が一日も早く実現することを強く期待しまして次の質問に入ります。

4件目は、国道179号線バイパス（太子道路）事業進捗状況についてであります。

都市計画道路龍野線の工事が県の事業として順次進んでおりますし、平成13年に矢田部の立岡山線との交差点から新幹線高架までが完成しました。また、新幹線高架から旧国道2号線、現在の国道179号線までが平成15年6月に開通しております。その後、国道179号線の太子郵便局北側交差点からマックスバリュ太子北店のところまで北へ約700メートルの計画で国道179号線バイパス事業が進められています。

龍野土木事務所及び太子町街づくり課の関係者がそれぞれ関係する地域を回って、既に地元説明会を開催されて、地元の住民の方の理解も得、現在物件調査や用地の買収交渉をされているようでありますが、立ち退きの対象となっている一部住民の方から、説明会を受けたがその後何も言ってこない、計画どおり進んでいるのかという声を聞いております。計画では、用地の測量が平成20年3月から開始し、平成24年度から供用開始と聞いております。本事業の具体的なスケジュール及び現在の進捗状況について説明をいただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

ご質問の道路は県によりまして平成23年度完成、24年度供用開始ということで着手していただいているところでございます。

内容といえますか具体的なスケジュールですが、本年度20年度は物件調査を6件実施しております。また、そのうちの1件につきまして契約を済ませておまして、現在取り壊しをいただいているところでございます。また、物件調査したところにつきましては、説明や交渉をしているとのことでございます。しかしながら、予算の都合で今年度はこれ以上契約はできないというふうなことを聞いております。

来年度は今年度の2倍強の予算要望をしているようでございます。現在交渉しております方との合意が達しますと来年度予算で契約ができるのではないかと。また、今年度の2倍強の予算がありますので、物件調査もし、また交渉もしていくということでございます。

説明会での配付資料では、平成22年度までに用地や補償契約を完了して、平成22年度の後半から工事の実施を予定しております。

進捗状況につきましては、一般的に当初は予算がつきにくいため少ない予算ですが、今後は予算が増えて予定どおり完成したいということでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 熊谷議員。

○熊谷直行議員 今年の3月6日に私のところの地元でも説明会がありまして出席させていただきました。既に用地交渉や買収に入っているようですけれども、部分的に買収対象になっていない残りの土地、例えばうちの半分は道が走って残りはどうしようもないということとか、代替地が見当たらない、こういうことで困っておられて、町へそういうご相談なり質問が来ているのかどうか。来ているなら、どういう状況なのかということをもまず1点お伺いします。

それから、説明会の場で質問の時間が設けられましたんで、私1点ちょっと質問したんですが、道路の両サイドの植栽、これは何の木を、樹木を計画されているのかということをお聞きしますと、現在の矢田部の交差点か

ら179号線まで今植樹されているアベリアという樹木を計画されてるというふうに答えがありました。皆さんもご承知のことだと思いますけれども、このアベリアというのは東西の179号線沿いにも植えられておりますし、これは環境に強い木とは聞いておりますけれども、すぐに伸びて見通しが非常に悪くなって交通安全上よくないという住民の方からも苦情をよく聞いております。私もその都度担当の当局へ連絡して対応していただいておりますけれども、何かほかの木にかえてはどうかというふうに思います。実はそのとき龍野土木事務所の課長も、住民の方の要望があればそれを尊重したいと言われておりました。そういうことで、太子町として私は住民の多くの皆さんのご意見を聞いて、この木をほかの木にかえてはどうかと思いますけれども、これにつきまして見解をお伺いします。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

道路に今かかるといいますか、方の相談でございますけれども、昨年にはかなり来られていたように思います。今年に入ってから、やはり地元説明会等もありましたので、今のところそういう相談は余りございません。

それと、植栽の件でございますけれども、県事業、町事業にしましても、道路事業にしまして、道路植栽につきましては、やはりその地域の方の意見を尊重するということは当然でございますので、ですから22年度の工事時期には、それまでには県からの種類等に関しまして問い合わせがあるかというふうに思います。これからは皆さんの意見をお聞きしながら、町としましても検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 熊谷議員。

○熊谷直行議員 この事業、県の事業で、直接町は関係ないとは思いますが、用地交渉や買収等でもし困っておられる住民の方がおられたら町のほうも十分ご相談に乗って対

応していただきたいと思いますし、このアベリアの件につきましても住民の皆さんの意見をお聞きしてまた判断していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（北川嘉明） 以上で熊谷直行議員の一般質問は終わりました。

次、清原良典議員。

○清原良典議員 清原です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回、住民アンケートについて、私を含め3名の事前通告があり、重複する部分も多くあるやもしれませんが、お許し願うといたしまして、まず今年6月に第5次太子町総合計画の策定に向けた全世帯アンケートが実施されたわけですが、その集計した結果は先月11月の「広報たいし」で、皆さんの声を10年先に届けますと大見出しをつけ、5ページにわたり結果を公表されたわけですが、その中においてまず1万1,400世帯からの回収率とありますが回答率が7,400余りの65.4%であったことに対し、どのように所見を持たれたのかお尋ねをします。

そして、19の問いに対し、それぞれ詳しく結果公表されていた中で、どのようなまちづくりを重点的に進めていってほしいですかとの問いに対する回答が各分野上位3つまでしか公表されておりませんが、3位以下の意見も当然あるわけで、割り当てられたページ数の調整のためにこの項目だけが影響を受けて縮小されたのか。

そして、問いの20にありました自由意見についてですが、これですね、あなたの声をお聞かせくださいと大きく太文字でアピールし募ったわけですが、2,000件以上の声が集まった割には、5つの項目に対して各項目三、四件程度の計17件しか公表されていませんでした。多くの町民の皆さんは最も具体的に分かりやすい本当の声、生の声の自由意見に大変関心があり、何で公表せんのやとの、それこそ生の声を多くちょうだいしております。今回のアンケート調査で最も大事なのは住民

の生の声であって、その声を皆で判断していくことが町の将来に必要なのかとの指摘も受けております。

アンケートの最後にも、長時間にわたりご回答いただきありがとうございましたと、そして「広報たいし」やホームページで公表してまいりますと書かれてはいますが、この自由意見については、先ほども申しましたように一部の公開で終わっております。貴重な時間を費やして精いっぱい思いを込めて書いどんのに公表せんのやったら今後意見なんか求めてくれるなどの声がある中、今後残りの自由意見については公表されるのでしょうか。また、何らかの方法、例えば情報公開等の手続によって、先ほどの一部省略掲載された箇所も含め、一般住民が閲覧することは可能なのかお尋ねをいたします。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、回収率の所見ということでございますが、これは先ほど町長が申しましたように、こういう配布の回収の仕方に対しましては、65%という数字は決して悪くないという考えでございます。

それと、問い10に対します3位以下の分が載ってないということでございますが、これはあくまで一時的な、中間的な報告ということでございますので、すべてをする場合は報告書として、報告書という形での発表ということになりますので、とりあえずは上位3位の分に対しまして公表させていただいたということで、他意はございません。

「広報たいし」11月号でそのアンケート結果を公表させていただいた中での自由意見につきましては、内容が多岐にわたっております。すべてを掲載するということは、もうやはり今の状況では無理ということでございます。多かった意見を集約させていただいて、その17件というものにまとめさせていただいたということでございまして、その17件に対しましては約1,160件の中を17件に集約させていただいた。内容的には同意見であったということでございます。

今後の公表についてでございますが、このアンケートにつきましては総合計画策定の基礎資料として実施したということでございます。したがって、個々の回答を公表する考えはございません。しかし、アンケートの結果や自由意見の集計、分析結果というまとめをさせていただいた報告書という形で、完成後に公表する予定はいたしております。時期的には1月ぐらいになるだろうということでございます。

それと、太子町の情報公開及び個人情報の保護に関する条例に基づく開示請求ということでございますが、自由意見の中には個人情報、また法人等に関する情報、それらの内容的な誹謗中傷等の非開示にすべきと判断する情報が中には混在いたしております。したがって、アンケート原本の写しで非開示部分を消去して部分開示をするとしても、かなり大量の文書というんですか資料になってございます。したがって、自由意見のみをまとめた資料ということの整理をさせていただいておりますので、その資料でもって非開示情報を整理し、部分開示をするということは可能という判断をいたしております。それにつきましては、報告書等1月の段階で作成をいたしますので、そういった段階で閲覧ができるようにしたいという考えでございます。

○議長（北川嘉明） 清原議員。

○清原良典議員 近ごろの選挙を見ましても非常に低い投票率でもあるんですが、今の佐々木部長は決して悪くはない、先ほどの町長は高回答率であったと言われましたが、「広報たいし」にも10年前のアンケートに比べ住みやすさは11%増えていると掲載されていましたが、10年前の回収率はどうかであったかというデータは今ありますか。

それと、平成22年から10年間のまちづくりの羅針盤となる第5次総合計画の策定に当たり意見を聞かせてくださいとのことで、回収までに1カ月ぐらいの余裕があったと思いますが、選挙の投票も非常に大事であることに

は違いないのですが、これは町民の信頼を裏切る議員もあり、議会の信を問われる時期にも来ておるわけですが、町の将来に向けた意見を必要として今回行われた非常に大事な調査でもあったのですから、もう少し強制力を持って行われてはどうだったのかなあとも思うのですが、再度お伺いをいたします。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、10年前のデータはどうであったかということでございますが、私は決して悪くないという回収率の報告させていただきました。その判断としましては、第4次があったわけですが、そのときの回収率は75.6%という数字が出ております。

（清原良典議員「七十」の声あり）

75.6%。第3次が、これ63年のときでございますが、80.6ということでございます。それから比較しますと数字的にはやはり落ちておるということでございますが、やはりこれは社会情勢の変化によりましてなかなか回収しにくい部分がございます。

ちなみに総合計画、同じようにされた近隣の上郡町、姫路市、そういったところを確認させていただきましたが、上郡町におきましては17年で作成をいたしまして58%という数字でございます。姫路市におきましては全戸というわけにいきませんので、限定をされて1,000世帯に配付をされて回収されたという中で55%の回収率ということでございます。したがって、太子町におきましては決して悪くないだろうという判断でございます。

それと、この回収に当たりましての強制力ということでございますが、やはりこれは普通のアンケート調査ということでございますので、国勢調査のようなそういう法的に規制をされた中での調査でございませんので、そういった形のやり方は難しいだろうということでございます。したがって、地元のほうで回収していただいたり、郵送で送付させていただいたりする方法しかなかったということでございます。

- 議長（北川嘉明） 清原議員。
- 清原良典議員 1月に部分開示されるということで期待をしておきます。

続きまして、昨年よりこの場に立てば重立って犬のふん害並びにごみのポイ捨て、そしてごみ収集及びごみの減量化についての質問を幾度もしてきたわけですが、犬のふん害、ごみのポイ捨てにつきましては、上位条例があるとか、屋上屋とかの言葉で濁され、当局側も前向きな姿勢が見られず、今回は外ささせていただき、来年度にしっかりと議論させていただくということで、今回はごみ問題について質疑をさせていただきます。

先般11月14日に、尼崎市が発注しました市中央卸売市場の清掃事業業務委託、いわゆるごみ収集ですが、これにおきまして不正入札が発覚し、発注者側の市職員並びに請負業者が逮捕され、一昨日3日に起訴されてましたが、兵庫県内では6月初旬にも、神戸市のごみ収集業務委託においても、長年続けてきた随意契約を一般競争入札に移行した途端に8億8,000万円が5億7,000万円という35%も低い金額で落札され、過去においての差額は市の損失であるということで、神戸市が市民より神戸地裁に訴訟を起こされている実態があります。

これは太子町としてもよそごとではないはずです。私のような新米議員が入ってきてからでも、何度このごみ収集に関しての議論が行われたことか。十数年以上前からこの議論があるんだという話も聞いております。神戸市も長年にわたり随契、尼崎市においても約40年間も同一の業者が予算額ぎりぎりの高値で随意契約をしてきた実態が明るみに出ているわけですが、その中でも両市とも競争入札に移行されており、太子町が多額の負担金を出している揖龍保健衛生施設事務組合のごみ収集業務はいまだに随契です。

要求額を審査、精査もせずに出しているだけで、せめて内訳ぐらい、積算根拠ぐらい提出されてはどうですか。たつの市民の税金を使っているわけではないのであって、太子町

民の税金であるのですから、当然1円の金も無駄には使ってもらっては困るわけで、使途内容については詳しく報告、提示されるべきです。他市町ではどんどんと改革され、要らぬ腹を探られる必要もないし、競争入札に移行されている実態がある中、何の利点があって随契にこだわり、遂行し続けるのか、不思議でなりません。まさしく無駄遣いそのものであります。

100年に一度の大不況、世界大恐慌と言われる今、行政も金がない、町民も納得のいかないうち納税を強いられているわけですが、1億5,000万円からの負担金の削減に努力されている姿が一向に見られません。一体当局はエコロが大事なのか、たつの市が大事なのか、業者が大事なのか、負担金を担っている太子町民は大事でないのか。いつもあやふやな答弁で過ぎておりますが、この際負担金削減にどのように努力、交渉されているのかお伺いをいたします。

先般9月の決算委員会、業者が相談、依頼したとしか思えない、傍観者からの威嚇、決算審査を行う議員を威嚇し、まともな審議を妨害しようとする行為は断じて許されるものではありません。言語道断です。このような者が出てくるほど問題があるわけで、9月議会にも私が提唱しましたレジ袋の削減に向けての推進協議を取り急ぎやられてはいかがですか。

姫路市もたつの市も既に実施されており、赤穂市においても市内のスーパーとの協議を終え、来年3月10日からレジ袋の有料化が始まります。ぜひとも早く実施されることを要求しますが、何よりも負担金削減の最たる方法として、粗大ごみの日、資源ごみの日に出される、まさしく売却益を生み出す資源ごみだけでも太子町独自で行えないものか。たつの市もそのようにやられております。太子町さんがそうしてくれたら簡単に1,500万円以上は削減できますと先日10月末にエコロの幹部が言われました。どうですか、早急に実施されたら。お伺いをいたします。

今、徳島県に上勝町という山間部の大変小さな町がごみゼロ宣言で全国的に脚光を浴びております。昨年9月に日本で初めてごみゼロ宣言を唱えられたのですが、野焼きを初め焼却による処分をされていたのを、容器包装リサイクル法、ダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴い、ごみの分別を19から25に、そして最終的に34分別にし、今ではごみ収集車も要らないという現状です。

それと、四国一小さな町だそうです。町民の45%が65歳以上という過疎、高齢化の町ですが、健康な方が非常に多いとのこと、原因は高齢者の方が生きがいを見つけたとのことですが、自然のもみじ、ナンテン、ヤマブドウ等々、料理に添えられるつまものの出荷により高齢者の方が生きがいを見つけ、元気になられたということです。元気になれば医者にも行かず、薬も飲まず、グラウンドゴルフ、ゲートボールをこなし、仕事もせならんと、本人にとっても行政にとっても三重も四重もの喜びです。確かに太子町と比較しても、地域性も規模も違うのは当然ですが、“和のまち太子”というだけで無駄遣いの多い太子と比べ、まちづくりは人づくりを合い言葉に、お年寄りを中心に元気で生き生きとしたまちづくりに町長を筆頭に組み込まれております。

今この大不況の中、当局、議会、住民が一体となって知恵を出し合い、熱意を持って無駄をなくし、財政再建に向かっていかねばならない時期に何に力を注がれておりますか。聞こえてくるのは、意に添わないだけで、あの議員逮捕してくれと兵庫県警に言ったとか、ばかげた話が入るだけで、一体社会正義はどこへ行ったのかと心さみしくなります。つまらないことに力を注がず、気構えだけでもこの町を参考にされ、どうしたら太子町民が元気に喜びの日々が送れるのかという方面に気概を持たれてはいかがですか。

以上です。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、ごみの

減量、ひいては事務組合への負担金の軽減というお尋ねでございます。

組合での業務委託につきましては随意契約で行われておるところでございますけれども、これらは揖龍保健衛生施設事務組合の業務でございまして、契約の方法については、その執行者の裁量というところでございます。もう言うまでもなく、事務組合は自治法第284条に定めます地方公共団体の組合として設立をされておりまして、重要な事業につきましては、その議会の議決により決定をされておるところでございまして、議員ご指摘の契約方法の改定につきましては、本町といたしましては幹事会等におきまして、そのお話をしたいというふうに考えるところでございます。

それから、負担金の軽減の取り組みとしましてのごみの減量でございます。資源ごみの回収でございますが、先の9月の議会におきましてもご答弁をさせていただきましたように、やはり現行町内で各PTA、また自治会を初めとしました各種団体におきまして資源ごみの回収をしていただいて、それには奨励金の支出といったことでの対応させていただいた上での回収の向上を目指しておるところでございまして、さらに全自治会のほうにご協議を申し上げたいというふうなことを9月の議会のほうで答弁をさせていただいたというふうに思っております。これも、たつの市さんにおきましても自治会での取り組みといったことが言われておりますので、それらを参考にお話をさせていただくというところでございます。

現在、先のご質問にもございましたんですが、段ボールコンポストによりますところの堆肥化、肥料化といったところの研究、実験ということも取り組んでおりまして、安価で手軽というところで、住民の皆さんにも今後どんどん普及をしていきたいというふうに考えております。

それから、徳島県の上勝町での気構えといいますが、推進を見習ったらどうかというこ

とでございますが、本当に高齢者に限らず住民の皆さんが生きて生活されるということにつきましては、本町におきましても参考にしなければならないというふうに思います。こういったところを具体的に反映をさせていくかというのは、今後よく上勝町等を参考にさせていただいて考えなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

（清原良典議員「レジ袋の推進の考え方と、あと資源ごみの町独自回収の考え方聞いとうはずですけども」の声あり）

○議長（北川嘉明） 通告にない項目なので、ようやりますか。

（清原良典議員「難しいですか。文字にして出してないからあかんのかいな」の声あり）

やりますか。続けてください。

○生活福祉部長（丸尾 満） レジ袋につきましては通告を受けておりませんのでお答えは差し控えさせていただきますが、資源ごみの町独自での回収につきましては、今のところ独自での回収については考えておらないというところでございます。

（清原良典議員「町長の考えも聞かせてください」の声あり）

○議長（北川嘉明） もう一遍、清原議員、手挙げてください。

（清原良典議員「えっ」の声あり）

清原議員。

○清原良典議員 いや、町長のお考えも聞かせてください。じゃ、気概を持ってやられるという。

○議長（北川嘉明） それを、だから続けて言うってください。どういう内容のことについて町長のお考えを聞きたいということ。

○清原良典議員 いや、どういう内容というたって、この負担金削減の努力、交渉をどのようにされているのかお伺いするということで、あと上勝町でこのような努力をされることに対して、首藤町長もこのことに対してど

のように思われるのかお伺いします。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 負担金の削減の件でございますが、この件はやはり私自身は今揖龍衛生事務が言っておりますが、しかし我々はこの太子町、特殊事情がございます。と申しますのが、やはり午前中収集に力を入れてるというのが一番のウエートでございまして、以前もいろいろと議論なされておりますが、私どものほうには今のところ町民の皆さんからの苦情というのは入ってきておりません。しかし、やはり負担金は少しでも安く上げなければいけないというような面で、その取り組みはしていかなければならないと思っておりますが、反面また太子町は逆にその収集箇所の場所も増えている現状でございまして、なかなか難しいのが現状でございます。しかし、やはり負担金削減につきましては、ごみの投入量等々を少しでも減量していき、そうした面でも努力をしていかなければいけないと、このように考えるところでございます。

また、上勝町のことを言われております。私も上勝町、ここ二、三日、また毎日のようにテレビ放映もなされております。面積的には109.68平方キロ、そして人口は2,044人ですが、本当にコンパクトな優雅な町であるなという思いがするんですが、そこへ高齢化がどんどん進む中で取り組みをされたのが彩（いろどり）という、先ほどおっしゃってましたもみじとか、いろんな器にちょっと添える、そうした彩りのものを今つくっていらっしゃいます。これも農協に行かれておりました横石さんという方がいろいろと考案なされて、ネットも高齢者にでも使えるネットを普及させて、今一番高いものは、高く売れるのは何であるか等々、そういうものも情報ですぐに流して、いち早く申し込みをするというようなことで取り組みがなされておるのは十分承知いたしております。

これが我が太子町にそうしたものをいかに生み起こすかというのはなかなか難しいところでございまして、この兼業の農家につつま

しても兼業農家ということで減反が進んでおります。しかしながら、やはり元気で生活をしていただくために、ふれあい農園等々も、そうしたものを三者契約で設置し、取り組みもやっておるところでございますが、またいいこと、アイデアがございましたらご示唆をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） 清原議員。

○清原良典議員 部長がお答えになった中でエコロのほうの幹事会、これもうちょっと詳しく分かりやすく、幹事会についてご説明を求めたいんですが。

それと、幾ら事前通告がなかったとはいえ、レジ袋ぐらいのことはちょっとお答え願えませんか。通告にないからだめやと言われれば結構ですけども、以上2点。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 幹事会と申しますのは、事務サイドの実務者、担当課長等の実務者での会議でございます。

また、レジ袋につきましてですが、鋭意今協議会の開催に向けて進行中というところでございます。

○議長（北川嘉明） 清原議員。

○清原良典議員 上勝町の話聞いたときに、全然その環境も違うし規模も違うしなと疑いの思いで調べたんですけども、人口が多いほど分別の推進は楽であると書かれておりました。それは例えばペットボトル一つにしても、少なければ一定量に達するまでに時間がかかり、ほこりをかぶるという欠点があるということらしいです。とにかく町民の声、そして代弁する私らの声にも聞く耳を持っていただいて、町民が喜ぶほうへと導いてほしいと思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） 以上で清原良典議員の一般質問は終わりました。

この際、暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

（休憩 午前11時55分）

（再開 午後0時59分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次、井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 1番井川芳昭、通告に従いまして一般質問をいたします。

ちょっと声のほうが風邪ぎみなので、ご容赦くださいますようよろしくお願いいたします。

では、質問に入るわけですが、質問の内容的には新たな総合公園の整備についてということであるんですが、先ほども議題の中で第5次の総合計画を策定するに当たって、この予算を使って全世帯アンケートを実施したわけであるわけですが、町としてはこの結果を今後の町行政、町の施策に、羅針盤的なことに大いに役立てようとしているわけですが、私の同世代の方からもよく言われるんですけど、本当に近くに公園がないんやというようなことをちょくちょくよく耳にするんですが、今回のこのアンケートで、先ほど来も言われてましたように、太子町のよくないところはどこですかというような問いに、太子町では公園や広場などの整備の状況がよくないという答えがこれ一番多かったんですね。もう一つの問いで、子供たちの笑顔あふれる町とするためにどんなことを望むかという問いに対しても、子供を遊ばせることができる公園や広場の整備が必要という答えが一番多かったんです。その件に関しては当局も承知はされと思うんですが、そのような公園がないと、子育て世代からお年寄りの方まで非常に多くの声を耳にするんですよ。この結果は町民のやっぱりニーズであるというふうに私理解するんですが、当局どういった、この結果を踏まえてご理解をされているのかお聞きいたします。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

ご指摘のとおり、公園や広場の整備につき

ましての要望や、公園が広場が必要だという声が多くございました。柳池総合公園では、できるだけ国の補助金の交付を受けまして、残っとなります区域につきましては整備を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 井川議員。

○井川芳昭議員 太子町にグラウンドというような、陸上競技場であるとかテニスコートというようなものもあるんですが、ブランコとか鉄棒、滑り台のような、ジャングルジムを含めてですが、子供、いわゆる幼児が遊べるような遊具施設のある公園というのは数えるほどなんですね。あっても、競技場のところのジャングルジムが一つあるのかなみたいなどこくらいしか、それと鼓ヶ原にあります、ひまわり公園にいろんな、ジャングルジムとかブランコ等でいろいろとあると思うんですが、どちらにしても周囲に駐車場がないということも一つ懸念をされていると思うんです。このアンケート結果を踏まえて、町当局の公園というものはこうあるべきだというような考え方一度聞かせてほしいんですが、こういうものであると、公園というのは、ひとつ伺いたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

公園といいますのは街区公園とか近隣公園とか運動公園とかいろいろございまして、やはりある程度の誘致距離といいますか、ある程度の距離の中であるのが望ましいということでございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 井川議員。

○井川芳昭議員 いろいろな場所によって公園のあり方っていうものがあると思うんですが、当局サイドで今まで運営してきた公園の中で、こういうことがあかなと、こんなとこで公園があかなというようなところありますでしょうか。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） よくないといえますか、余り利用されてない公園という形のご質問だと思うんですけども、やはり先ほど来話に出てますように、駐車場が少ないというのはよく分かります。

それと、公園自体といいますか、開発公園といいますか帰属公園、これにつきましては、やはり開発した区域の方は利用されているんですけども、それ以外の方が何か利用しにくいような雰囲気もあるんじゃないかと。

それと、自治会が借地した中で公園をつくられておるところもございまして、これにつきましては、その自治会の管理といいますか設置されている公園につきましては、やはり子供さんらは利用されているのではないかというふうには感じております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 井川議員。

○井川芳昭議員 部長が言われることよく分かるんです。住宅内に設置されてる公園とか、そういったところは他の地域から来られるとやっぱり遊びにくいみたいなども、よそのところに行こうみたいない形で、そういった子供たちも地元の方もおられるということで、ほかのところからは行きにくいような形のことよく聞きます。

僕の頭の中には、ちょっと何か運営上好ましくないんでないようなところが3カ所ほどあるんですが、特に一番ひどいところというのは、僕も太子町歴40年ぐらいになるんですが、上太田の自然公園であるんですよね。あれ龍田にあることを私去年初めて知りまして、これ19年度の決算委員会にもまた話が出たと思うんですが、入りの門扉の開閉、人が来ないから物騒なんで開閉扉をつけて、これが年間それだけで42万円かかると。その上の公園の借地料、これ自体も年間185万円ほどかかっているんですね。現在はその契約解除して、途中の道から閉鎖という形でされていると思うんですが。それはそれでいいん

ですが、門扉の開閉だけがこれ続いていて、いまだに42万円という経費はかかっていると思うんですが、この前私そこへ行ったんですね。ちょっとどこまで上がれるのかなと、初めてだったもんですから行ったんですが、いわゆるあずまやがあるっていうところまでちょっと行ってみたんですが、途中の道に四、五台の営業車というんですか、サボっているのか、休憩がてら車とめて寝ている方もおられました。そこで、あずまやのところまで行くと、当然その上から行けないので道路閉鎖されておるんですが、そこには屋根のついたベンチが一つ、人が全く来うへんやろなっていうような感じの、その人のいない、人のいないけど、すごく管理が、草木がちゃんと刈られて、剪定もされたような植木があったんですが、その横を見ると、ガードレールの切り目にロープが張ってあって、不法投棄をするなとかというような看板があったんで、やっぱりそんなことするということは、人が来うへんということが前提にあるからこれそんなロープが張ってあって、人が来るときにそんな不法投棄する人はいないんでね。だから、この公園が僕、何か20年ほどこれ運営されてきたというて聞いたんですが、これ本当なんでしょうかね。それと、この自然公園、どのような形で今まで地元でPRとかされてきたんかということ、そのまた利用状況、こういったことを把握できていたんでしょうか。それお聞きします。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 細かい資料は持ち合わせておりませんのではっきりしたこと分かりませんけども、要はたしか昭和の終わりか平成の初めごろから着手して、利用される方も幾らかおられるということですけども、やはり一番困りましたのは、先の決算委員会でも話が出ましたように、不法投棄という問題がございまして、門扉というものを設置いたしております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 井川議員。

○井川芳昭議員 多分やっぱり今までそうだったことも全然されてこなかったと思うんです。それでいれば私少しでもそういった場所があるんやというようなことで、僕だけ知らんかったのかなというふうなことを思ったんですが、ちょっと同級生あたりにも聞くと、そんなところあったのかなということで安心はしたんですが。

2番目に、場所もちょっと気になるところなんですが、これも人から聞いたんですが、太子のメモリアルパーク、あのお墓のところがあろうと思うんですが、そのお墓のところの下にも公園が何かあることを私聞きまして、ちょっと見に行ったんですけども、その人も言われてたんですが、ここは人が来うへんから結構もう貸し切り状態で遊べてええんやとかというふうな話も聞いたんです。当然そこに、そんなお墓の下のところ、結構山際のところで物騒なところなんで、こんなご時世でもあるんで、親御さんも子供さん連れてそこに遊びに行くっていうことは多分ないやろなというふうな感覚で私は思ったんですけども。

もう一つ、3番目には、陸上競技場の、先ほども言うたんですが、競技場のところのジャングルジムが一つ置いてあるというふうなところ、これも公園なのかなというふうには思うたんですが、何か冷やかして置いてあるのかなというふう思うぐらいで、先ほども言うたように、そこにも当然駐車場が全然ないっていうか、全然少ないような状況もあると思うんです。このように町が運営してきた公園の状況を見たときに、当局サイドとしてはこの利用状況でよいのだと、こう思っておられるのか、その辺お聞きしたいんですが。利用状況です。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

利用状況といいますか、人数等は数えておりませんけども、やはりよく利用されている公園、余り利用されていない公園という把握はしてるということでございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 井川議員。

○井川芳昭議員 それで、その辺あたりよく分かるんですが、もう少し町民のその辺の声を、公園をつくるのであれば駐車場が少ないのかなといったこともよく見てほしいところもあるんですね。こんなところに公園があってもどうなんかなってということも少し考えていただければなと思うんです。

今回、せっかく実施した第5次の総合計画のそのアンケート踏まえまして、住民の要望にこたえるために当局はどのような具体策と建設的な姿勢でこれから臨まれるのか、その辺お聞きしたいんですが。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

太子町の総合公園につきましては、やはりパブリックコメントということも実施いたしております。ですから、新設の公園等につきましては、用地買収をするのか借地をするのかは別としまして、当然地域の方の声をお聞きしながらやっていくといったことでございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 井川議員。

○井川芳昭議員 余りその具体的なお話も多分今は聞けなかったと思うんですが、これ私の勝手なちょっと具体策なんですけども、姫路のほうに、教育関係の方やったら分かると思うんですが、こっちからいうと辻井の手前、辻井に行くまでの手前に、姫路に交通公園という公園があるのはご存じですか。あそこ結構この辺では有名で、太子町であれば保育園とか小学校関係でも遠足に使っておられて、結構重宝していろいろと行っているというふうな話も聞くんなんですが、私も行ったことはあるんですね。そこには交通安全を教えるために信号機があったりとか、サイクルコースがあって、そこで5分間100円のチケットを買って、好きな自転車に乗って、5分あったら終わりというような、自分の好きな、

100円を入れてゴーカートが動くような乗り物もあったりしてね。そこの横には大きなジャングルジムとかブランコ、鉄棒や砂場があったりと、休日なんかは大変にぎわっているところなんですが、スタッフの方なんかのほとんどの方はシルバーの方で、そういった歳入面や雇用面にもいいことだと思っておるんですが、当局もちょっと一回そういったところを見ていかれたらいいと思うんですが。

太子町にもこのような公園を、現実的には多分無理だと私も思うんですが、最近ちょっと福井大池の話なんかちょくちょく出るんですが、あの辺あたりに、のびすくの南側に結構広い土地があったりもすると私見とんですが、そういったところに交通公園に近いものを何かつくっていただければ、太子町の保育園もわざわざ姫路にお金を落としに行かなくても、太子町内にある施設に行けば、近いわけですから、いろいろと時間的なこともあるんで、簡単にそこへ行けていいと思うんですが。できたらできたで、他の自治体からもまた来園者があったりして、収入、歳入面でもいいかと思うんですが。当然こういった思い切った策っていうのもまた一つ選択肢の中にはあると思うんですが、財政難ということもあってなかなかそういったことも出しにくいということもあると思いますが、そうじゃなしに、今ある既存の公園をもっと何かリニューアルするいうんですか、陸上競技場のところの公園なんかでも遊具施設をちょっと増やしたりとか。

それから、その公園の足元のところに芝生を敷いて、もっと子供たちが集まって遊びに来るようなところを提供したりですね。陸上競技場に、その中の芝生が高いとかも言うんですね。陸上競技場のその中の芝生なんかでも、高麗芝生というんですか、結構高い、もう傷がつけばすぐあかんようになるような芝生を使って、管理も年間360万円ぐらいの管理使ってると思うんです。今は、その芝生なんかでも結構安いやつがあるんですね。ティフトンという芝生の銘柄というのがありまし

て、これ鳥取県ではかなり精力的にやられてると。なぜかと、それ単価が非常に安く済むというか、小さな保育園の園庭であるのであれば、大体5万円もあればもう園庭がいっぱいに芝生が広がってしまうというような結構生命力の強い芝生で、鳥取のニュージーランド出身の外国人の方が、自分がラグビーをやるために地元でそういうことをやっていったということですね。これ全国的に注目もされて、サッカー関係者の方たちも一応この視察に来られたりとかというようなこともあるんですね。非常にまたその芝生も3カ月ほどで育ってしまうと、メンテナンスも芝刈り週に1回するぐらいで済むというようなことですね。芝生を地面に敷いたりとかするようなことだけでも子供たちが走って転んでもけがしないので、親御さんたちが安心して子供を遊ばせることができるそうです。そういったことも公園に使用してみようとか、コストのからない芝生を採用しようとするとか、そういった具体策も今まで何か考えられたことがありますでしょうか。その辺お尋ねいたします。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

公園のリニューアルとかということでございますけども、これにつきましては平成の初めに太子山公園のリニューアル、それも平成の初めですけども、太田公園のリニューアルというものをやっております。そういったことで、やはり公園のいわゆる利用者のことも検討しながら、今後もできるのであればリニューアルといいますが、やっていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 井川議員。

○井川芳昭議員 現在、太子町の公園でいうところを、上太田の自然公園も見たりするんですが、陸上競技場も含めて、何か公園というよりも、樹木の剪定ですとか樹木の管理の仕事を何かつくるためにある公園でしか私は思

えてならないんですね。利用者が喜ぶんじゃないしに、何か掃除する人が喜んどるん、その業者が。何かそんな雰囲気にも僕見えるんですね。だから、住民に対する行政サービスという意味ではその辺がちょっと私には見えません。いろいろしたらお金がかかったりすることもあるかと思うんですがね。一つ、これだけはもう当局のほうに言っておきたいんですが、要らない公園ですか、要らない管理料であるのにも今回もうすばっとやめていただいて、住民のニーズに合った、理にかなった公園整備を私今回これ要望いたします、ちょっと短いんですが一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 以上で井川芳昭議員の一般質問は終わりました。

次、上田富夫議員。

○上田富夫議員 町の選挙管理委員会に選挙妨害をされました上田富夫でございます。

まず、議員必携では、議員の責務として、常に住民の声と心を代表し代弁するだけの役割でなく、住民の中に飛び込み、住民との対話を重ね、住民の悩みと声を酌み取りながら議論を重ね、住民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展を目指して、時には住民に訴え、時には住民を指導して、その実現に積極的に努力をすることが大切であると指摘をされておりますが、まさにそのとおりであると思います。こういう趣旨にのっとり質問をさせていただきます。

それで、質問の通告の順番を変更させていただいて、2番目の財産についてということについて質問をいたします。

通告のとおり、太子町の金、きょう現在どこに、どのような形で置いてあるのかの説明を求めます。これは太子町ということですから、当然水道も一般会計も全部含めての話ですので、説明をいただきたいと思います。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 財産についてということで、上田議員のご質問にお答えいたしま

す。

太子町のお金は現在どこに、どのようにあるのかというお尋ねでございますが、公金の管理についてご質問いただいておりますので、公金の管理につきましては地方自治法の235条の4に、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならないと規定しております。確実とは、元本が保証されなければならないということと理解いたしますので、この基本認識において歳計現金並びに基金の管理、運用を行っております。

なお、公金の管理状況につきましては、例月の監査資料としてご報告させていただいているところでございます。10月末現在のところでの金額の詳細については議員もお持ちいただいていることと思っております。

歳計現金の管理運用につきましては、平成17年4月以降ペイオフが解禁されたことを受けて、指定金融機関の町口座を金融機関の破綻時に全額保護される無利息型普通預金に切りかえ、公金管理を行っております。日常の支払いに支障を来さないよう細心の注意を払いながら、決済用預金により支払い準備金を保管し、その上で余裕となる資金、余裕資金につきましては譲渡性預金、1週間以上1カ月以内及び自由金利型定期預金により運用、保管しているところでございます。

それから、基金の管理、運用につきましては、6基金それぞれの運用目的と運用可能期間を考慮した上で、取引金融機関、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関、9行ございますが、そのうちの5行に自由金利型定期預金により保管を行っております。金融機関名は、兵庫西農業協同組合太子支店、兵庫信用金庫太子支店、西兵庫信用金庫太子支店、播州信用金庫太子支店、姫路信用金庫太子支店の5行でございます。

なお、財政調整基金につきましては、一般会計の資金需要に応じて支払い準備金を確保するため繰替運用を実施いたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 企業会計につきましてお答えいたします。

公営企業会計、水道会計ですけれども、水道会計の平成20年11月末現在の現金は1億6,867万9,800円ということでございます。それに兵庫県の公募公債が2億円、それと兵庫県市町共同公募債が1億円、それとユーロ債が1億円、それと政府の短期証券が1億9,972万7,200円ということになっております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 上田議員。

○上田富夫議員 こっちも通告しとんで、前もってよ。で、そんな答弁あるか。あんたら、さっき通告しとうへんことを質問しようとか何とかという偉そうなことそういつて言うとしたけども、こっちは前もって通告しとんやさかいに、ほんま言うたら答弁書ぐらい出しとくのが当たり前よ。いや、私はそんな質問してないでしよがな。今あなた方が言うたのは、何ぼ何ぼや、何ぼどこにあると。今、部長のほうは言うたけど、助役のほうは金額も言うてないよ。金額幾らあるかというたらやな、どこにあるかというのと幾らあるかというのを2つ問うとんやて。違う。もっときっちりした答弁してください。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど申し上げましたが、既に議員各位にお渡ししている諸般の報告の中で、いわゆる監査委員さん、代表監査委員さんあるいは議会代表の監査委員さんの監査を受けた正確な数字の10月31日現在の金額についてのお手許のほうに資料として提出しておりますので、金額についてあえて私は申し上げなかったということでございます。歳計現金の管理、運用ということで言いますと、水道以外で6億3,080万5,927円については、いわゆるJAの農協で管理をいたしております。それ以外の15億4,085万9,738円につきましては、先ほど申し上げた5行で管理、運用をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 上田議員。

○上田富夫議員 といいますのは、アメリカの金融のごたごたから、それが日本にも飛び火したということで、まずは行政では多分そんなことはないと思っとるんですけども、しかし確認だけはさせていただきたいのは、まずは元金が保証されるということが一つですわね。

もう一つは、元金は保証されとるけれども、解約がかなり長い、例えば10年、20年とかというようなものであって、途中解約すると非常にリスクが大きいというものとか、あるいは外債なんかで、いわゆる為替差損のあるものとか、そういったものにまずは預けておるといふか、投資をしておるといふか、それはないですね。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

先ほど言いましたユーロ債、ユーロ円債ですか、これにつきましては、そういう元金は保証されておりますけども、途中の為替等の関係で有利なときに処分していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上田議員。

○上田富夫議員 それ、所管の委員会に報告はありましたですか。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 多分してないんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上田議員。

○上田富夫議員 多分とはどういうことですか。したこともあるということも含めてのそういう発言ですか。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） したような記憶がないので多分ということでございます。はっきり確証がないという意味の多分ということでございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上田議員。

○上田富夫議員 こんな変なやりとりしたくないんですけどね。多分してないということは、このユーロ債について部長は、まあ大したことないという、そういうお考えやと思うんですけども、一体契約内容と金額について詳細な説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

運用金額につきましては先ほども言いましたように1億円、発行体についてはフィンランド地方金融公社でございます、発行日は2008年4月24日、償還日は2038年4月24日。

（上田富夫議員「ちょっとちょっと、もう一遍、二千」の声あり）

38年4月24日、当初1年間、6%を確定でございます。2年目以降は換算為替により変動ということでございます。それで、利息総額22%を受領した時点で早期償還、元本保証の早期償還という格好でございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 上田議員。

○上田富夫議員 平たく言うたら30年間は償還できんという金やね。そのかわり金利はよろしいですよという、こういうお金なん。証券会社にいろいろ問い合わせしたら、非常に危険な、こんなものは普通の者が扱うものと違うと。個人の人でも、こんなものは証券会社として、ありますよという話はするけども勧めるということはまずせんと。第一、危険でしゃあないと。第一、為替のリスクが余りにも大き過ぎると。ほで、例えばばな聞きますけど、金が必要から、来年、再来年解約したらどないになりますか、この金。というよりも、今解約したら幾ら返ってきますの。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 幾ら返ってくるかというのはちょっと私には分かりません。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上田議員。

○上田富夫議員 事は1億円ですよ。1億円のために、後期高齢者、それから障害者保険、あるいは保育所の入所、この間も言うたように、健康保険の金額が納められえで保険証も発行されないという方が太子町にかなりいらっしゃるんですね。その金額寄せて何ぼになると思いますか。私は1億円には絶対にならないと思いますよ。じゃ、これだれの責任でこういう金の運用したんですか。あなたの責任ですか。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） これは、やはり担当者からの決裁でもって処理いたしております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上田議員。

○上田富夫議員 最近になったということで、私は以前から安全で有利な運用をしないよということは、有利ということはやかましい言いました。私、それプラス安全ということも言うてきたんですよ。今までの所長は、私は何回も尋ねましたけれども、間違いなしに安全、有利なものをやっておりますということですからずっと続けてきたんですけれども、これ所長の権限でこんな1億円もの金が自由になるんですか。1億円どころやないですよ。これ全部合わせたら6億円から以上の金がこれ全部一所長の決裁で金動かしよんですか、太子町は。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） この決裁につきましては、当然町長まで決裁をいただいております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上田議員。

○上田富夫議員 じゃあ、町長にお尋ねします。町長は、どういうことでこの決裁をされたんですか。お尋ねいたします。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど部長が申し上げましたフィンランド……

（上田富夫議員「ちょっと、町長言うたやろ、私。あなた、いつ町長になったんや」の声あり）

いえ。このことについて私も把握いたしておりますので、ご答弁申し上げたいと思います。

（上田富夫議員「何言うトン」の声あり）

フィンランドの地方金融公社というのは、いわゆる格付というのはもちろん上田議員もご存じのとおり、スタンダード&プアーズの格付においてもトリプルA、それからムーディーズの格付においてもトリプルAという、いわゆる格付の中では一番信用力があるというところでございますので、そういった意味で決裁等を通して、できるだけ有利に運用したいというところでのいわゆる先ほど申し上げたユーロ債の運用をしているところでございます。後の、先ほど申し上げた、部長のほうから申し上げた5億円等については、兵庫県の公募債、あるいは国債等の運用でございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 上田議員。

○上田富夫議員 いや、おまえ、次期町長が知らんけど、今は町長ちゃうで、あんた、言うとかけども。

例えばトヨタ自動車、これトリプルAやったんや。だけど、ランク2つ落ちたでしょ。だから、債券とか証券というようなもんは、いかに格付会社がどう格付しようと、元金で保証のないもんは、それは変わるんですよ。だから、まあ金利は、それは安いですよ。6%ちゅうような、とてもじゃないがそんな金利はつかんのは分かりますけれども、しかし皆さんの税金ですからね、これは。だから、やっぱり、あなた方でこれもし損したときに自分の財産で補償できますか、1億円。退職金全部ほり出しても私が補償しますよとおっしゃるんなら私はそれ理解しますよ。例えば会社、私の企業の場合は、手形切りますやん、1,000万円の手形切って、ほで社長の

裏判押しますやん。会社が倒れて手形が落とせんなら社長の個人資産で返しますやないか。それなら、いかようにも多少危険なお金を動かそうとも私は構へんと思うんですよ。ただ、違うでしょ、町の金は。あなた方が退職金で補てんしますか、これ。補てんするとおっしゃるんなら、私は今何も言わんと引っ込みますわ。そうじゃないでしょう。そこにやっぱり企業が使うお金と行政が使うお金は根本的に違うんですよ。失敗したときにあなた方は責任とった試しがないです、今まで。どんなことやっても、失敗したって。企業、違いますよ。失敗したら個人が責任持つんですよ。だから、このことについては私も今初めて、たまたま、ひょっとしたらこういうことがあると違うかなということで質問をさせていただいたんですけれども、不幸にしてこういう結果が出ておるということについて、もう中身も、もう少しこの、今は中身がはっきり分かりませんけども、契約内容を見てみるとまだ何とも言えんのですけれども、これは、この問題については、時間の配分もありますので、この程度で置きます。あとはまた所管のほうでやらせてもらいます。

続きまして、公図の混乱について質問をいたします。

太子苑地域が開発されて45年余りを経過いたしました。なぜあそこに地図混乱が生じたのか。そのときに、県あるいは法務局、町はそれぞれどのように対応してきたのか。それ以後、公図混乱解決のためにどうしたのか。経過報告を順を追って説明をいただきたいと思います。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

この地図混乱が生じた原因でございますけれども、これは旧住宅地造成事業に関する法律以前の開発でございまして、その開発といいますか、その事業者が分筆等のときに錯誤がよくできていたと。

それともう一点、山の字限図がもともとしっかりといえますか現地に余り合っていない字限図でもって分筆行為をしていたということからの原因でございます。ですから、先ほども言いましたように、今言いました法律の以前の工事ということでございますので、県、町にとっては協議ができなかったということでございます。

それと、法務局の登記官、登記の関係でございますけれども、これにつきましては昭和30年代の終わりになろうかなと思いますけれども、いわゆる土地台帳法の廃止によりまして登記所に登記してるということなんですけれども、そのときに書類が出れば、不備がなければ多分当時であれば通っていたんではないかというふうに思います。

それと、もう一点目の解決のため何を、だれとということでございますけれども、私が記憶といえますか調べた範囲では、平成12年に法務局龍野支局より太子苑の地図混乱についての調査協力依頼がありました。それでもって、13年度と14年度におきまして土地家屋調査士さんによる調査がなされております。

それと、平成15年6月に太子苑自治会及び地図問題調査委員会より質問要望書の提出がございました。それによりまして、町より資料提供や法務局との協議によりまして、法務局の資料の無料提供を実施いたしております。

それから、平成19年6月4日に地権者の会より要望書の提出がありまして、平成19年6月に町議会より、太子苑地域における地図混乱を解消し、地図訂正等を求める意見書の提出を受けています。その後のことにつきましては、総務委員会で報告させていただいたとおりでございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上田議員。

○上田富夫議員 私は順を追って、昭和38年から9年ごろからの説明をずっとしてくれるんかと思うたんですけども、それはないんですね。当時の職員で、その間の事情をある程度

ご存じなのは町長ぐらいですか。ここにも書いてあるように町長は、私も当時関与しておったということをこの文書でおっしゃってるんですけれども。ですから、ご存じやと思う。ほかの方は、ひょっとしたら私と一緒に、私程度の知識しかないのではないかと、思うんですけれども。

ただ、先月の、先々月ですか、9月の一般質問でもお尋ねしたように、あそこの地権者が、もう80以上の高齢者で、失礼な話ですが、もう常識的に言いますと、あと余命幾ばくもないという、そういう地権者が多いんですね。その方々が自分の財産でありながら自由にできないと、売りも買いもできないと、相続もできないというような非常に苦しい立場に置かれておるということは先の議会でも私はる述べたとおりなんですけれども。したがって、この地図混乱の解決ということもさることながら、あの地権者の方々の生きる望みというんですか、人権もかかわって私は非常に絶望的なところへ町は追い込んでると思うんです。

といいますのは、先の地権者の会の地図混についての質問書の中で町長が回答されておりますけれども、これ見させてもらうと、まずは何にもやらないというふうにしかとれんのですよ。1点、大事なことは、太子町は地権者やないんやということで、蚊帳の外というんか、あなた方でやってくれと、太子町は違うんやということで、私は逃げの一手やと思うんですけれども。

やっぱりあそこで一番問題になっとなのは道路なんですね。道路を時効取得することによって問題は一気に解決すると思うんですけれども、時効取得を非常に町は嫌っておりますね。その理由が分らんのですよ。何でその時効取得するということをそんなに町が嫌うのかというのは。うわさによると、四、五名の何かややこしい人があって、その辺との関係があるのと違うかなという話もあるんですけれども、実態はどんなんですかね。なぜその時効取得ということをかたくなにこだわ

るのか。その辺の説明をいただきたいと思います。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（冨岡慎一） お答えいたします。

時効取得というのは、インターネット等で調べてみましたんですけども、やはり余りそういう事例が載っておりませんでした。

それとは別の問題ですけども、今回太子苑の場合には、要は土地が限定されないというような状況の中で、やはり時効取得というのできるんかどうかという問題があるのかなと思います。ですから、地図混で、どの土地に対しての道路なのかということがはっきりといいまして分からない状況でございますので、時効取得という、相手先も分からないといったことから難しいんじゃないかということでございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上田議員。

○上田富夫議員 ここであなたとやりとりしたってしょうがないと思うんですけど、時効取得というのはそうやないでしょ。当然こちらが時効取得したら相手は一応すなりと、ああ、そうですかということではなしに、相手は対抗手段として裁判なら裁判のどこへ出てくるでしょう。それでいいと違いますか。最終的には結局法務局、裁判所が認めないかんのやから、時効取得というのは。あなたとこ、これ時効取得しましたよ、ああ、そうでっかというて済まんでしょう。だから、まないたに上げるということが一番いいと違いますか。なぜまないたに上げることを嫌うんですか言うとなんですよ、私は。公に、白日のもとに問題をさらけ出すと、日のもとにさらけ出したら害虫は逃げますのや。大体悪い虫っちゅうのは日陰に潜んどるもんなんや。だから、白日のもとにさらけ出して、日のもとにさらけ出したら、そいつら逃げる。それが時効取得でっじゃないかいな。それをなぜ白日のもとにさらすということを町はこんなにかたくなに嫌うのか。私はそこ

が分かんのですよ。違いますか。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど部長も少し述べましたが、時効取得を主張する相手、その相手の区画自体も混乱してる状態ですので、いわゆる相手方もはっきりしない状況の中で時効取得をするということは無理ではないかという、一つは思います。

それと、時効取得を何をもってその時効取得とするのかという、その辺のところを逆に上田議員に教えていただければと、このように思います。

○議長（北川嘉明） 上田議員。

○上田富夫議員 それならば、私が以前に提案しました、町と議会と地権者と寄って、みんなでいい知恵を出して、できるだけ解決に向かって協議しましょう言うたことについて、完璧にあなた方は、その必要ないという言うてまっしゃないかいな。教えてくれ言うんなら、協議したらどうですか。協議を拒否しといて教えてくれとは失礼ですよ。違いますか。完璧にこれ、あなた回答の中で、その必要がない言うて出してますやないかいな。それならそれで協議やりましょうや。どうですか。やりますか。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど申し上げましたけど、回答は、よく見ていただいたら、現時点で話し合う必要はないではないかというようなことを言っている回答をさせていただいていると思います。

それから、先ほど申し上げたのは、そこまでおっしゃるんであれば、議員が非常によくご存じのように思いましたので、この場で教えていただいてもいいということで、私はそういうふうに答えたわけでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 上田議員。

○上田富夫議員 通告にないこと言いませんわ。そない言うときます。

ほで、いつまでもだらだら言いませんけれども、まだ1点だけ、これ最後に言うときた

いことは、町は結局、新しい法律ができる以前のことやから知らんということやったんですけれども、1点言うときますけれども、広坂の東京板金という東芝の会社があります。ご存じやと思いますけど、あそこ進上路がないんですよ。でも、何百坪という工場が建ってますやな。その隣に上田製作所というのがあります。あれを建てるときに、ちょうどこの時期なんですよ。太子苑とか聖徳台を工事する、ちょうど同じような時期やったんです。前の中村町長のときです。そのときに、私とかが建築、その会社が建築確認申請出したときに、町でとめられたんですよ。ということは、排水の同意書が下7カ村に、いわゆる鷺飼、松ケ下、沼田等の同意書がないから受け付けられんというてとめられたんですよ。ということは、町はやっぱり開発に関して関与しとったということです。だから、知らなかったということは僕は絶対ないと思うんです。ということは、A地点ではそういう指導をしたけど、B地点では知らなんだと。そんなことないでしょう。だから、私は当事者ですから一番よく分かつたんですけれども、あのときかなり長いこと引っ張られたんですよ。下7カ村のその排水の同意書を持ってこいと、判がないからだめや、受け付けられんというて、苦い経験があるんですよ。だから覚えとんです。

だから、そういう話を長々とするつもりはないですけれども、要するにあそこの地権者の方々は後がないんですよ。分かりますか、この、年がたってから。あなた方は若いから、まだ10年、20年、死ぬつもりはないでしょうけども、70、80過ぎてきたら、どんな思いで生きとうかということを考えてみてくださいよ。年寄りやっただって生きる権利あるんですよ。それも幸せにですよ。あの人らはみんな戦争で、ある種、鉄砲の弾くぐった人もあるんですよ、本当に。ほいで、ここへ来て老後やれやれというときに自分の財産ももうままならん状態に長年追い込まれてですよ。拷問ですよ、本当に、生殺しですよ。こ

んなことを一体ほんまに行政がやってええのかどうか。あなた方が、そんな困っとる人がいられたら何とかせないかんというて率先して何とか手助けするというのは、私は行政の姿勢として当たり前やと思うんですよ。それを妨害するようなことばかりしてですよ。自治会がどうやとか、そんなふざけた話ないでしょう。いや、これだけ言うても、やっぱりあそこは解決することについて当局は手をかすというか積極的にやるという気持ちはありませんか。最後にそれ聞いときます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど来から出てますように、私どもも住民の皆さん方にそういうご不便かけてるということについての、だからそれについて協力しないというわけではございません。これは従来から姿勢は変わっておりません。

それから、今上田議員がおっしゃった、中村さん時代やというようにおっしゃったんですけど、この法の施行は39年10月施行で、それ以前、旧住宅地造成事業ということになれば、41年度まで上田先生が町長であったと思われるので、今上田議員がおっしゃるのはもう少し後の話ではないかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 上田議員。

○上田富夫議員 私も、その辺は一、二年、非常にあれ微妙なとこやったと思うんです。既存宅地が残るか残らんかというような、そんな話があったりしてたんで、その一、二年の話はよく分かんのですけども、しかし町が全くこの太子苑の造成について知らなんだとか、そういうことは僕はないと思うんですよ。東南でも神社売ってもたというて、東南自治会でも大問題になってましたやない。そんなことを狭い狭い太子町におって、職員がその太子苑の中からはかなりの人数が太子町の職員である中で分かんはずないと思うし、分かんとしたらもういかにいいかげんな行政をやったかということですよ。

だから、そのツケが今回ってきてますんで。くどくど言いましたけれども、とにかく今の地権者の老人といいますか、お年寄りのあの姿を一日も早く安心して暮らせる日が来るように、ぜひとも町として尽力をしていただきたいと、こうお願いしといて質問を終わります。

○議長（北川嘉明） 以上で上田富夫議員の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 午後2時04分）

（再開 午後2時07分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次、井村淳子議員。

○井村淳子議員 公明党の井村淳子でございます。通告に従い一般質問をさせていただきます。

初めに、住民サービスの向上ということで、介護保険による住宅改修費と福祉用具購入費の支払いに対し、受領委任払い制度の導入ができないかという質問です。

現在、介護保険サービスにおいて、要介護、要支援と認定された人の生活の安全のために住宅改修費が限度額20万円、福祉用具購入費が限度額10万円まで支給されております。例えば、手すりの取り付けや、つまずき等段差解消の住宅改修工事で20万円かかった場合、20万円を一たん施工業者に全額自己負担で支払い、おおむね2カ月後ぐらいに自己負担額1割の2万円を差し引いた18万円を受け取ることができる償還払いになっております。

年金収入しかない高齢者にとって、たとえ短期間であれ立てかえることは大変大きな負担になっており、住民から一時的にせよ支払いが高額でお金を用意できないとの声を聞いております。私も、ほかに貸付制度などがなければいろいろ当たってみました、これもなく、結局あきらめて、段差のバリアフリーができないという不自由な生活を余儀なくされているケースも現実にはありました。

太子町においても可能な限りの負担軽減措置を望みますが、利用者の一時的な負担が大きい償還払い制度を改め、1割払うだけで立てかえしなくても済む受領委任払い制度を導入する考えはないでしょうか。当局にお伺いいたします。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 介護保険に係りますところの受領委任払いの導入についてのお尋ねでございますが、現行法令をとってみますと、この住宅改修費並びに福祉用具につきましては、介護保険法施行規則の第75条並びに第71条でそれぞれ規定がされておりまして、住宅改修につきましては75条の第1項第6号でその記載がされております。その申請に際しまして、住宅改修に要した費用に係る領収書の添付といったことが義務づけをされておるといふ、この施行規則の規定から償還払い制度といったことが原則というふうになっております。

それで、一部の市区町村のほうで受領委任払い制度を利用者の選択により行えるようにしているところもございます。実施しているところを見ますと、住宅改修を例にしますと、施工する業者を登録制にいたしておりまして、本町のように利用される方が施工業者を自由に選択をするといった制度ではないようでございます。こういった実際委任払い制度をとられてるところの調査といたしますか、をいたしまして、もろもろの問題等も含めまして、メリット、デメリットを精査をしたいというふうに思っております。検討したいということで答弁にかえさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 井村議員。

○井村淳子議員 今、部長のほうから答弁ありましたけれども、実際にこの介護福祉の関係では償還払いになっております。調べてみますと、障害者の福祉の関係では、生活用具とかそういう住宅改修においては既に利用者の負担は1割だけであるという、ある意味受

領委任払いのような形をとっておられます。

ですから、私もこの質問をするに当たって、障害者の関係はできてるのに、なぜ介護のこの関係はできないんだろうかということすごく疑問に思いました。

実際に高齢者の方っていうのは少しの段差でも転倒するわけでありまして、しかも高齢者の家庭内の事故死というのは交通事故の事故死よりも多いと言われております。手すりをつけたり段差をなくすことで転倒による寝たきりを予防し、また自力で自分の身の回りのことができれば生活への意欲がわいてきます。そのためにも住宅改修は大事なことであります。ですから、この費用を全額負担できないために介護保険のサービスの利用を控えるということがあってはならないものと考えます。

先日も私、80歳の方のご相談を受けました。今アパートに住んでおられて、かなり下が、ほかのおうちの方が住まわれて、2階に高齢者の方が住んでおられました。物すごい急な階段で、何とか手すりをつけられないかということの相談がありました。その方は娘さんも近くにおられても、なかなか人間関係がうまくいってないので娘からもお金を借りれない、しかし自分としても一時的に手すりの代金を立てかえることができない。本当にいろいろ生活福祉の関係当たってみましたけれども、やっぱり手すりをつけることができなかった。

そういう事例に接しまして、私も何とかこの介護保険制度についていろいろ調べてみました。先ほども部長からもありましたけれども、既に取り入れている西宮、尼崎では償還払いと受領委任払い、どちらでも選べる選択制をとっておりました。伊丹市も登録事業者の利用であれば受領委任払いとして、また加古川市もこの20年度4月から住宅改修の委任払いを始められておりました。

私は、この町として受領委任払い制度のために事業者と協定を結ぶ、それができないのであれば、後日償還払いであることを前提と

して9割分貸し付けるとか、使う人が利用しやすいようにしてほしいと考えておりますが、当局のお考えはどのように検討されようとしているのか、もう一度答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 今、井村議員さんがおっしゃった点も含めまして、もろもろのことのメリット、デメリットを対比させながら検討したいというふうに思っております。

○議長（北川嘉明） 井村議員。

○井村淳子議員 それでは、同じやりとりになりますので、もう最後としますけれども、あくまでも生活をされてる人の立場に立って考えていただきたいと思います。みんながみんな預貯金を十分に蓄えて老後を暮らしているわけではありません。本当に5万円、10万円が一時的に立てかえられない、そういう方が最近やっぱり増えてきてるのではないかなと、そういう観点からもこの町側の努力のできる手法があるのであれば、便宜を図っていく努力を惜しまずに、この介護保険のサービスも障害者の福祉の関係から言いましても、もっと使いやすい形に改善をしていただきたい、このように要望いたします、次の質問へと移りたいと思います。

次に、子育て支援の観点からの質問ですが、兵庫県内のこども家庭センターに2007年度寄せられた児童虐待の相談件数は1,351件で、過去最高の水準だったことが県のまとめで分かりました。

虐待した人は、実母が61%、実父母合わせて87%を占め、子供と過ごす時間が長い人ほどストレスを感じており、身体的虐待や性的虐待、ネグレクト、心理的虐待などがあるとされ、比較的発覚しやすい身体的虐待が多く報告されているとのことであります。

近年、核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化などで育児について相談相手がなく、家庭で子育てをしている保護者が育児不安を感じたり、ストレスを抱え込むなどのケ

ースが増えてきております。その結果、子育てに行き詰まり、困ったときに相談したり、助け合ったりする手段も持たず、家庭が崩壊するなど、事態が深刻になることも少なくありません。

平成16年の児童福祉法の改正により、平成17年度から虐待の通告先として、まずは市町が窓口として相談を受けることとされ、また必要に応じて関係機関が連携して対応することとなりました。

最近、新聞紙上でも悲惨ないろんな児童虐待の報道がなされておりますが、そういった状況において、太子町における児童虐待の対策はどう取り組んでいるのかについて何点か質問をいたします。

まず、太子町の児童虐待の現状について、過去3年ぐらいで通報の件数とか内容。

2番目、児童虐待の対策として相談窓口、また通報後の対応。

3点目、児童虐待の防止策。

4点目、虐待はほとんどの場合家庭内で起きているケースが多く、なかなか外から見えにくく、地域住民からの通報で分かることが多いと思います。そういった意味で、住民への啓蒙が必要と考えますが、こういった啓蒙活動をしているのか。

それと、11月は児童虐待防止月間でありました。最近では、オレンジ色のリボンを虐待防止のシンボルにしたオレンジリボン運動が各地で行われておりますが、取り組んではいかがでしょうか。

この4点につきまして、ご答弁をお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 第1点目の児童虐待の現状でございます。

児童福祉法の改正によりまして平成17年度から相談窓口が町の業務として明確に規定されましたために、第一義的な相談窓口として対応いたしておるところでございますが、相談窓口には虐待ではないかといった通報があった事案で、虐待として対応しました件数を申し

上げますと、17年度につきましてはゼロでございました。18年度で2件、それから19年度で8件といったことで県のほうに報告をしたところでございまして、20年度はまだ途中でございますが、現在までのところでは4件というふうに聞いております。

その中身でございますが、全国の傾向と同様でございまして、暴力とネグレクトと、こういった区分に分かれるものでございます。

次に、2点目でございますが、虐待の対策でございます。

この内容からしますと、通報があるわけなんです、子供の泣き声がある、またどうも子供の様子がおかしい、環境がおかしいといった地域の方々からの通報、また姫路こども家庭センター、また学校園、それから転入前の住所地の児童相談員等々から連絡といったことで察知をするといいますか、察知をいたしまして、当該児童の安全確認を行いまして、家庭状況等を調べておるところでございます。

その調査の結果、総合的な対応が必要という場合には要保護児童の個別ケース会議を開催をいたしまして、関係機関で役割分担や総合的な支援の方向を定め、決めるということでしております。ですから、継続の相談といったケースもございますし、やっぱり専門の家庭センターのほうに引き継ぐといったようなケースもあるということでございます。

それから、3点目、4点目でございます。その児童虐待の防止策並びに啓蒙活動についてのお尋ねでございましたんですが、啓蒙活動といたしましては、この法律ができて以来、毎年11月に児童虐待の防止推進月間が設けられておりまして、本町におきまして町の各施設並びに各自治会にポスターを掲示をいたしてございまして、先月にポスターをござらんになったという方も多かったと思います。

また、地域のほうでは民生児童委員並びに主任児童委員、それから協力委員さんを対象にいたしまして研修会を開催をいたしまして、地域での見守り体制といったことを強化

をいたしておるところでございます。

また、昨年の7月には町の広報で児童虐待を特集として取り上げました。おかしいと感じましたら、すぐ町の相談窓口並びに姫路こども家庭センターのほうにご連絡をしていたくよう呼びかけたところでございます。

この抜本的な防止策というところについては、本当のところ妙案はございませんけれども、子育ての上で不安を少しでも取り除くようにということで家庭児童相談員を設置をいたしまして、相談体制に今力を注いでおるといったところでございます。

それから、最後になりましたんですが、オレンジリボンの運動についてでございますが、現在のところ、残念ながら町といたしましては取り組んでおりません。今後、実際オレンジリボン運動に取り組みをされておりますところの他団体等の調査をいたしまして検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 井村議員。

○井村淳子議員 今、質問に対しまして答えていただきましたけれども、現状17年度ぐらいから県のほうにも市町に相談があった分を報告されているように思います。福祉の委員会でも19年度について報告がありましたけれども、この中で、今の答弁の中で現状は児童虐待が年々増えてきているようでありますけれども、相談自体は直接太子町のどの担当課に来たものか、それとも保育園とか学校関係、また子どもセンターのほうからフィードバックして太子町の方がこういう状態ですよと連絡をいただいたのか、その部分について聞きたいのと、それから3歳から小学生のほうが多く親に虐待をされている場合が多いという報告書にもありました。自分からは親に虐待されているということがなかなか言えない年齢であり、相談を受けた後は継続指導が多いということで、町としてはどうかかわっているのかなと。今いろいろ子育ての児童相談員とかという話もありましたけれども、

ずっと1回問題が起きれば、どれぐらいのスパンでいろんなカウンセリングをしたり、そういう相談に乗ったりされているのか、その点についてもう一度教えていただきますようお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、どういったルートで相談の窓口といたしますか、察知をしてるのかということでございましたんですが、先ほどの答弁でもちょっと触れましたんですけども、さまざまのルートがございます。直接社会福祉課に来られるケースもございますし、また子供さんの年齢によりましては学校並び幼稚園等々からお話が合同の形で参るところもございます。また、姫路家庭センターのほうからご連絡いただくこともございますし、また前の住所地の専門員さんから引き継ぎといったような形で入ってくるケースもございます。

それで、多くが継続相談という形をとっておるんですが、これもその長短につきましてはいろいろでございますし、ちょうど今家庭相談員の先生も設置をいたしておまして、そこら専門的な職員でもって継続的に相談を受けておるということでございます。一概に一樣な形がないということで、数からいいますと、やはり継続相談というのが多うございます。

○議長（北川嘉明） 井村議員。

○井村淳子議員 この関連ですけれども、通告先がまず市町、町が窓口となるということで、今社会福祉課のほうで相談を受けているという答弁でありましたけれども、まず住民サイドから考えてみると、太子町の場合、こういう児童虐待とかの場合、どこに言っていけばいいのかわからないっていうのをよく住民から聞きます。私もいろいろ広報を見たり、ホームページを開いてみたりしましたが、ダイレクトに児童虐待のところにはなかなかたどり着かないですね、連絡先がなかったり。広報を見ても、そういう12月でしたら、兵庫県の県警の相談のホットライン

とか載っておりました。虐待のことは本当に広報の中にもそういう特集をされているときには連絡先が載るのかなって思いますが、町のホームページにも太子町の便利帳っていうところで人権っていうところを開ければ、県の児童虐待の24時間ホットラインっていう姫路こども家庭センターの電話が出てきます。また、インフォメーションっていうところを開けば子供虐待ホットラインが出てきて、また連絡先が違った場所ですね、そういうところが出てきます。ですから、本当に探しにくいし、どこに連絡をしていいのかわからないっていうのが本音ではないかなって、私も住民の立場からはそう思いました。

先ほど来から、第5次総合計画の全世帯のアンケートの中にもありましたけれども、情報をどのように得ているかっていう中に「広報たいし」からが一番多く、あと役場、あと町のホームページと順番にありました。

そこでですが、例えば広報に継続的に24時間の体制があるわけですから、継続的に載せたり、ホームページの暮らしのガイドのこの子供っていうところをクリックすれば、そういう子育て支援の関係、またそういう相談の関係が出てくるように、分かりやすい対応ができないだろうか、そういうことも考えてみました。

最近は虐待だけでなく、児童もそうでありまして、また高齢者の介護の相談とか、いろんな相談窓口が県、また町にとっても国に対してもそうですけれども、相談窓口がもうかなり増えてきております。そういうところを広報とかにスペース的に載せるのが大変であれば、一度この際整理をしていただいて、何か違う形の、家庭の中でも冷蔵庫に張っておけるとか、何かそういう目に見やすい形で保存ができるようなものをつくれなかなと。もう本当にいろいろ相談するに、どこがあるのかなって考えたり、毎月広報には相談の窓口としていろいろ載ってありますが、それも月曜日から金曜日だけとか、1時から3時までとか、時間が区切られていたりするもので

すから、タイムリーな相談ができないっていうそんなようなことも調べるうちに分かってきました。ですから、提案でありますけれども、そういう相談窓口関係に関してもっと町民側から分かりやすい、そういうふうな整理を一回していただきたいということと、あと太子町の次世代育成支援行動計画、この21年でもう終わりですけれども、この中に児童虐待防止連絡協議会っていう設置をして、そういう虐待についていろんな対応をしていくという項目がありました。今現在、その協議会の設置はどういうメンバーでされて、どんな活動をしておられるのかについて、この2点ほどちょっとお伺いいたします。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 相談のどこへ相談をすればいいとかというのは、もうなかなか目で分かりにくいというところで、今議員さんのほうからの逆にご提案がございましたんですが、それにつきましてはよく社会福祉課のほうで検討をさせたいというように思います。確かに、広報と言いましても毎月その欄がございませんで、去年の特集では3カ所の電話番号等を書いておるんですが、なかなか年1回程度では浸透しにくいなあというふうに思いますので、一度善後策を検討してみたいというふうに思います。

それから、今協議会のお尋ねであったかと思うんですが、これは法律に基づきまして本町では法律が16年に成りまして、17年度からですかね、その施行ということなんですが、本町では平成18年11月1日に要保護対策地域協議会、これはもう法に基づくものでございますが、設置をいたしております。

その構成メンバーでございますけれども、行政のほうでは社会福祉課、またさわやか健康課、それから保育所、それから教育委員会のほうで管理課、それから幼稚園、小学校、中学校、それと県の龍野健康福祉事務所、それから姫路こども家庭センター、それから警察、それから民生委員、主任児童委員といったメンバーでございまして、よく定例的に開

催をいたしておりますのが、先ほど申しました個別ケース検討会議、ケース検討会と言っておりますが、これが数多く開催をしておるところで、ほか代表者会議、実務者会議等々がその中に設けられておるところでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 井村議員。

○井村淳子議員 児童虐待のそういう要保護対策地域協議会、余りちょっと聞いたことがなかったので、いろいろそういう社会福祉課、保育関係、また小・中学校、また県のたつの、いろいろ入られて協議されていることで、本当に今回この17年度から相談内容とかも報告をされて、国レベルでどれだけ虐待があるのかという報告もとっておられるようですけれども、今表面化してきてるのは、やっぱり氷山の一角だと思います。町民や子供たちに広く知らせることで虐待を未然に防ぐ大きな力になってくると思います。

先月の児童虐待防止月間にあわせて、先ほども役場のほうではポスターを張っていたということでありましたが、私ちょっと気づきませんで、申しわけありませんでした。また後で、もし張られてるのでしたら、また見てみたいと思います。

そういうことで、いろいろな形で町もかわってくれてるわけですが、先ほどのオレンジリボンの関係ですけれども、姫路市ではそういうオレンジのリボンをした形、ちょうど乳がんとかで啓発されているピンクリボンがありますよね、あれのオレンジ版。そのリボンとか、チラシを配る街頭啓発とか、専門家によるフォーラムを行ったり、市庁舎の関係部署の職員がそのオレンジリボンを胸につけながら対応していると、また神戸とか明石、三田でもこの同様のオレンジリボンキャンペーンを繰り広げて、さまざまな形で住民、また行政が一体となる、そういうことを目的に児童虐待をなくす象徴として今全国にこのオレンジリボンキャンペーンが広まりつつあります。ぜひ検討項目ということで

ありましたけれども、太子町においてもこういう児童虐待をなくすシンボルとして、またオレンジリボンキャンペーンに取り組まれることを要望いたしまして、最後の質問に移りたいと思います。

最後に、安心・安全に暮らすためにということで、最近新型インフルエンザの対策についてテレビとか、また新聞とかでも報道されております。兵庫県でも、インフルエンザの患者数が早くも急増し、従来のインフルエンザですけれども、本当にこれからの季節、注意が必要な季節になってまいりました。

今、世界じゅうで懸念されているのが鳥インフルエンザが人への感染を繰り返すうちに人の体内でウイルスが変異し、人から人へと感染する新型インフルエンザの出現が心配されております。すべての人が免疫を持っていないため、感染が急速に広範囲に広がり、多くの感染者が出て、日常的に大きな影響を及ぼすことが懸念されております。最近の新聞報道でも、新型インフルエンザが大流行すれば、国内で64万人死亡が推定され、兵庫県においても7,400人の死者が推定されるなど、いつ起きるか分からないけれども、とても怖い思いがいたします。

県下では、既に明石市が対策行動計画を策定しておりますが、太子町において万が一発生した場合の被害予想とか、感染予防策とか、また住民に対する啓発等、既に考えられていることがありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、新型インフルエンザの対策について、何点かのお尋ねでございましたんですが、町としての被害予測につきましては、町独自としての数字的なものは持っておりません。国、県の推計をいたしました数字でもって、それに人口構成案分すればということでございます。

国、県とも、この新型インフルエンザの罹患割合を大体25%といったことで想定をいたしております。これは過去のスペイン風邪が

ございましたんですが、そのときの流行状況等に基づいた推計値というふうに伺っております。今、最大兵庫県下で7,400人の死亡者数という議員さんからのご案内がございましたんですが、これを太子町に人口構成案分をいたしますと、44、45といった数字になるかと思えます。

次に、その対策でございますが、本当に難しゅうございまして、国が言っておりますのは、まず発生の初期段階でごく範囲が限られている間には治療薬として有効と言われております抗インフルエンザウイルス薬の内服と移動制限を行って拡大を遅らせて、その間に新型インフルエンザワクチンの開発が行われるんじゃないかというふうなことが言われておるんですが、しかしこれも世界じゅうで経験がないことでございますので、どの程度成功するかといったことが分からないというのは現状でございます。

そこで、私たちができますということは、今の現在のインフルエンザの予防でやっているように、手洗い、うがい、またせきエチケット、マスクですね、そういったことを守るといったとともに、発生後すぐに外出しなくてもよいように、これはまた2週間分ぐらいの食料、日常必需品を備えておくというのが当面の対策かなというふうに言われておるところでございます。

それから、3点目でございますが、啓蒙活動につきましては、これまでもそういったインフルエンザの予防の啓蒙はやっておるんですが、現在これもご承知かと思えます、既に計画が県のほうでなされた上、さらに今度は企業、学校などを含めました社会的な影響も含めて新型インフルエンザの対策計画というのが策定中でございます、3月、年度末にはそれを策定を急ぐといったところが報道されておりました。そこら辺の情報収集を図りながら、この新型インフルエンザについて分かりやすく住民の皆さんに情報提供をし、今できる対応について周知をしたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 井村議員。

○井村淳子議員 いろいろ質問に答えていただきましたけれども、いつ起きるか分からない、発生すれば外出の自粛が重要で、先ほども言われてましたけれども、家庭においては2週間分の水または食糧の備蓄が必要とも言われております。

昨日でしたか、みのもんたの朝ズバッでは、新型インフルエンザの備蓄セットなるものが約3万円ぐらいというもう高額なお金で買わなあかんというのが紹介されておったりしました。もちろん、自己防衛が最も大切でありますし、先ほと言われた手洗い、うがいの励行、またマスクの着用をそれぞれが自己責任においてしていくことは当然だと思いますが、しかしある意味、町としては災害という危機管理のもとで認識もしていかなければならないのではないのでしょうか。かなりそういう死者も出るかもしれない、また外出もできない、そうなった場合にある程度県のそういう実施計画を待つのも必要ですけども、町として少しでもその災害という観点から取り組んでおくってということも大事ではないかと思います。ただ、受動的に待っているだけでは、いざその間に起きたときには何も行動ができない、そういうふうになってくると思います。その危機管理という観点から、この新型インフルエンザ対策ということで町長にこの認識についてちょっとお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） この新型インフルエンザの件でございますが、やはり我々ももう既に、会議開いてくれたな、開かずかいな、感染症のほう、いやあれでやで。片一方のほうで、この間せずかいな。

これかららしいんですが、私濟んだんかなあという思いがあったんです。早速そうすることで、今報道関係でもどんどん言われております。やはりしっかりした体制を組まなければいけないと、このように思っております

し、またこれも生活福祉部だけではなくして、全庁内すべての部署で対応しなければいけないと思いますので、そういう手だてはしっかりと持っていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） 井村議員。

○井村淳子議員 最後になりますけれども、行政だけではなく医療機関を初めとする各関係機関がもう連携して全体的な角度から取り組まなければならないと思います。新型インフルエンザについての正しい知識、また情報の提供が一番求められるのではないのでしょうか。

町でも広報とかホームページ等に正しい情報を掲載して、町民の不安の解消や感染予防のための啓発は今すぐにでもできると考えますので、しっかりとこの対策をお願いいたしまして、私からの一般質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（北川嘉明） 以上で井村淳子議員の一般質問は終わりました。

この際、暫時休憩します。

再開は午後3時とします。

（休憩 午後2時45分）

（再開 午後3時00分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次、桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 通告の順に一般質問を行います。

最初に、次年度の予算編成方針について伺いたいと思います。

通告でも指摘をしておりますように、今の現状っていうのは就職難とか、あるいは収入が減ったり、燃料が高騰したりして住民の暮らしは著しく厳しくなっているわけであります。そのために、格差は一層拡大しております。このような中での次年度の予算編成というのは、公共料金の引き下げ、あるいは減免、また中小企業等の融資、あるいは行政経

費の節減と無駄を省いて暮らし支援の拡充に重点と軸足を置いた予算を編成をすべきだと、このように考えますが、当局の取り組みについて説明を求めたいと思います。

今の現状認識というのがどうかによると思うんですけども、今日の金融危機ももちろんそうなんでありますが、現状をどう認識しているかによって、どういう立場で予算編成をしなければならないかというのがはっきりすると思うんですが、そういう点で現状認識がどうか、まず説明をいただきたいと思います。その上での、先ほど言いましたような予算編成方針の説明を求めたいと思います。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、現状認識ということでございますが、これにつきましては平成16年度から本格的にスタートいたしました国の三位一体改革による国庫支出金、地方交付税の削減、それに対する地方への税源移譲、また新型交付税の導入等国の施策が大きく揺れておりましたが、ようやく一つの段落を迎えたのかということでございます。

しかしながら、現状は医療体制制度も改革も進行中でありまして、問題は山積しているということの認識でございます。

そういった目まぐるしい社会環境、変化の中で、国、地方を問わず財政健全化に向けた行財政のスリム化は今後も継続していかなければならないと考えております。

議員各位と私たちが共有している点は、無駄を省いて教育、福祉、医療はもちろんのこと、健康分野と町民生活のすべてにおきまして安心して暮らせることが最大の願いであるということでございます。国、県の制度のあり方を十分に見きわめながら本町がその肩がわりをできるにこしたことはございませんが、それぞれの役割分担もでございます。できることを堅実にやっていきたいということでございます。

基本的には、俟約予算を継続しながら投資的事業につきましては優先順位をつけ、常に財源をにらみつつ収支均衡を図っていきたい

という考えでございます。すべての事業が暮らしに直結しているということでございますので、第4次の総合計画、また実施計画、そういったものに照らし合わせながらやっていきたいというところでございます。

○議長（北川嘉明） 桜井議員。

○桜井公晴議員 一般的には、そういうことかもしれません。ただ、現状認識の中で、ちょっと紹介いたしますが、労働者、一般的には雇われて賃金を得る者、そういう者が、これ自治労連の首長などが言っていることを引用いたしましても、派遣登録をしておりますけれども、休暇届を出したら罰金2,000円やと。あるいは、正規でありましても、けがで2週間程度休んだら給与は出さないとか、こういうようなところまで現実にある。そしてまた、そういうふうに住むと医療費は差し引かれると、こういうようなことが起こっておるといような報告をされておりますし、また一方で問題なのは、国に追随するっていうことは、大企業は今バブル期以上の倍以上の利益を上げておるわけでありますから、その一方で労働者は賃金が抑制されたままであり、使い捨て派遣も現実には横行をしようと。子供を学校にやるにもなかなかそれが難しいと、こういうような状況で、特に若い人たちにとっては5割が非正規だと。そして、不安定雇用で社会保険にもなかなかその基盤があるところには入れない。しかし、一方で国保に加入しても、その2割が保険料を滞納だと、こういう現状というのがあるんですね。これはもう否定できない全国的に起こっている事象でもあるわけです。

業者の中では、先ほど三位一体改革ということを行いましたけれども、この構造改革という美名のもとに格差と貧困が拡大しとるんやと。これも、先ほども出ておりましたような朝の放送とか、もういろんなところでそれが取りざたされているというのが実態であります。

さらに、それに追い打ちをかけるように、アメリカ発のカジノ資本主義が破綻をした

と、こういうことから、そのツケが中小業者へ渡って、貸し渋りや貸しはがしが出てきて倒産やら廃業の危険が業者にはあるし、そこに働く労働者にとっては路頭に迷う、こういうような状況があるということで、必死に頑張っているにもかかわらずこのような状況になっていると、こういうことであります。

そういう中での予算っていうのは、やはり一番困った人たちに日の目が当たるようなことにしないと、今説明があったようなことは実際に実施できないんじゃないかと、こういうふうに思うんですけど、そういう点の共有した認識がなかったら、予算編成も全然あさってのほうへ向いてまうと、こう思うんですが、いかがですか。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 格差社会ということは、もう絶えず言われておりまして、そういった中での安心して暮らせるための施策ということ、当然地方公共団体としてはとらざるを得んということでございます。

しかしながら、やはり総合計画に基づいた中でそれぞれが公平にそういったものの恩恵を受けるといったことが、そういう安心して暮らしに直結しているということでございますので、町といたしましては、やはりそういう施策に基づいた中で順次進めていく。ただし、やはりその財源も限りがありますので、その中で種々選択しながら、できるだけ町民の暮らしが安心して暮らせるような方向に持っていきたいという考えでございます。

○議長（北川嘉明） 桜井議員。

○桜井公晴議員 ニュースを見たり、いろいろ地方自治がやってることを研究もしていかなあかんあと思うのは、私は極力しとんですが、当局もしてもらいたいと思うのは、例えば東京の日の出、思い当たることありますか。この間からかなりテレビにも出てきよる。ほんで、地方議会人という雑誌にも紹介はされとるんですけど、その中で、ここは町長が今回公約等でおっしゃることと同じ優しいまちづくり、血の通ったまちづくりという

面からもそうなんです、75歳以上の医療費、いわゆる後期高齢者の関係のこの医療費を無料化すると。それから、ここは一方でゼロ歳から15歳の医療費も無料なんです。先にやってるんです。そういうところがやはり参考に、こういうところ、何でここだけができるんかということではないですよ。どこにも工夫をすればできるというようなものだから、いろいろ騒がれるんです。

その財源も、ここの場合はそない説明せんでも、あと資料読んでもらうたら分かるんですが、人口は1万6,000人で、これの1割負担の無料の対象者は1,830人だと。ほいで、来年4月には1,900人になる。その費用は8,500万円。ここにとっては大変だと思えますけども、それぞれ大変な中でもこういう厳しい生活を余儀なくされる人たちにとって、その負担をしようじゃないかと、こういう工夫をするっていうことが基本じゃないですか。その姿勢がどっから出てくるかを私は言うтонですわ。事務的なことを聞いてません。

人間ドックの件も、ここではもうそういう後期高齢者の発足とは関係なしに維持して、健康を維持しようと、こういうことまでやってるというようなことは、いいことはもっとまねないとあかんと思うんですね。そういう点でいろいろ調査をして、悪いとこのことはそない勉強せんでも、いいところのことをまねて、うちでこういうことができないのかと、こういうことを研究するのが行政でなかったらあかんでしょう。私はそれ言よんです。

生活の苦しさも厚労省がほんまに発表した中でも生活が苦しいっていうのは6年連続で増え続けとると。これ実態でしょう。ここの太子町も、それ同じように言えるのが、この間のアンケートでも出てきているような状況じゃないですか。そういう中での予算編成ですよ、皆さんの税金ですからね。公平の名において単純に処理するべきものではないと、こういうふうに思うんですけども、これこそ

町長らの姿勢を問いたいと思います。いかがですか。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 今おっしゃってることは十分承知するところでございますが、しかしその中で限られた財源の中で新年度予算編成する、今いろいろと国のほうでは交付税問題等々も言われております。道路特財の件でも言われておりますが、しかしそうしたものは別な問題として、頭には置いておりますが、しかし堅実な道を歩んでいかなければいけない。その中での取り組み、しっかりとしたものを協議しながら編成していきたいと、このように考えます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 桜井議員。

○桜井公晴議員 目をもっと住民に向けるっていうことが大事だということを言っときたいと思います。以降、またこの審議がありま

すので、後に指摘もしたいと思います。

次に、第2の質問で兵庫県の新しい行革プランっていうものを、本町もそうですけども、発表してきたわけではありますが、このプランというのは10年間で1兆2,000億円を削減すると、こういうことになっているわけではありますが、特にこれも県民生活に係る予算が3割もカットされるということですから、深刻です。そういうことが本町に与える影響っていうのはどうか。既に発表してきておるわけですから、具体的に本町との絡みでも整理をしておかなきゃならんことだと思いますので、特に暮らしや福祉、教育等、住民の暮らしに直結する施策が維持継続を求めるっていうことが大事だと思うんですね。それも取り組みの姿勢の中に入らないと、市町がやっぱり意見も言うということでの立場でないといけませんので、あえてそういうこと言いますが、影響と対応、そのことについて説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 県の行革に係る、推進方策に係る影響ということでござい

ますが、兵庫県では本年9月議会におきまして行財政構造改革の推進に関する条例というものが議決されまして施行されました。

あわせて、新行財政構造改革推進方策は、新行革プランでございますが、ついても議決をされ、正式に策定されたところでございます。

この新行革プランが太子町に与える影響につきましては、試算したところ、金額にいたしまして817万5,000円の影響額でございました。

その内訳といたしましては、スクールアシスタント配置事業補助金で120万円、地域に学ぶトライやる・ウィーク事業補助金で80万円、自治振興助成事業補助金で610万円、いきいき農作業体験事業補助金で7万5,000円、トータル817万5,000円という影響額でございます。

しかしながら、この見直しによりまして、経過措置となった事業が実際に改革実施をされるということになりますと、さらに財政状況の厳しい本町にとりましては影響額が大きくなるため、県と緊密な連携を図りながら機会あるごとに住民の暮らしに直結する施策等の維持継続ということにつきまして強く要望等を行っていききたいということでございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 桜井議員。

○桜井公晴議員 特に、先ほど紹介しましたように、1兆2,000億円を削減するっていうことでありますが、弱い立場にある者をいじめると、こういうような形のものです。そして、このような推進が具体化されますと、再度言いますが、県民犠牲が強制をされる。これはツケとしては、無駄な生みずの公共事業やとか、県財政が赤字やとか、こういうことで、これらのことが本来そういうところに反省点がないといけませんのに、その反省点もつけずに、その赤字のツケを県民と職員に押しつけると。こういうようなのが県の今回のプランだと思うんです。そういうことに対し

て、それぞれの関係市町が力を合わせて県に対して物申すと、こういうことが必要かと思いますが、改めてその姿勢を問いたいと思います。

それと同時に、再考させることが大事だと思います。

一方で、今聞きました上に立って、太子町の第4次の大綱、実施計画、そういうものが出ておるわけでありますが、この取り組み方針として抜本的な経営体質の強化とか、官民協働による適正な行政サービスの提供等うたっております。しかし、第3次と同じように、公平、適正化という美名で住民に負担と犠牲を強いる、押しつけようとしていると思います。特に、優先すべきは行政経費の無駄と節減が、先ほどもちょっと総務部長触れましたけれども、行政経費の無駄と節減が先決でありますし、その取り組みが大事だと思うんですが、それらはどう具体化されるかというのがもう一つ整理されていないように思います。その取り組みの方向と、それから私は地方自治の本旨は住民福祉の向上である、そして安心して暮らし、老いることのできるまちづくり、これが基本でなければならぬと思うんですが、こういう立場での取り組みとしてこれも位置づけられ、また先に言いました予算編成もそういうものでなければならぬと思うんですが、その点ただしたいのと、それから太子町の経費の節減と無駄という点では、皮革汚水前処理場の問題もあります。それから、入札の改善があると思います。最近の傾向として、参加業者が競争した場合を除いて落札率は95%以上、8%も9%もあると。こういうような実態を今なお放置すると、またそれを応援するような形になっとるのではないかと。こういうことにしっかりメスを入れるようなことがなければ、経費の節減はできないと思うんですよ。そういう立場に立って、それらの節減した財源を福祉や暮らしに回すということが予算の方針であり、また改革もそういう立場で行われるべきだろうと、こういうに思うんですが、そ

の点説明を求めたいと思います。

実施計画の中で、№14から29、30、41、42、43、44、45、46、これ皆何だと思いません。私説明しよったら時間があれですからね、今言いましたもの、おたくらで説明してください。これはどういうことやと、どないするんやと、みんな住民負担にかかわることですわ。どうしようとしとんかと説明してください。

それから、入札の関係では、私はおかしいなと思いますのは、最近の結果は今言いましたとおりですが、経営事項審査書類の虚偽記載、それから特定建設業の許可業者でなかったことがばれて行政も困った。そういうものがまた名前を変えて参加をする。それで、太子町内に本社事務所を置くっていうことから同族の者が企業名を持って参加をする、そういうものによって95%以上の落札で入札が行われておると、これ見て見んぷりはできませんので、この辺もはっきり改革の中に位置づけないといけないと思うんですが、その点説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、県の行革の絡みですが、これにつきましては住民の暮らしに直結する施策等の維持、継続ということにつきましては、再度強く県に対して要望していきたいということでございます。

それと、町の行革の経費の無駄の節減と削減の取り組みということでございますが、太子町につきましては町税等の自主財源の大幅な減少、地方交付税を主とする依存財源の削減といった歳入面に陰りが見え、それに加えて歳出面においても高齢化社会が到来し、福祉、医療等を中心とした行政経費が一層かさんでいく中、これまでの行政サービスのあり方を見直し、適正な負担を求めていく努力をしていかなければ破綻に向かうというようなことになってきております。

そのような状況下におきまして策定した行政改革大綱、第4次に基づく実施計画には、ご指摘のとおり、使用料、手数料等の料金設

定を受益に見合う負担という観点から定期的に検証し、見直しを図っていくと、結果として住民の皆様は新たな負担をお願いせざるを得ない取り組みがあることも事実でございます。

しかし、この計画にはそのような取り組みもある反面、町税を初めとする自主財源の確保をより一層強化し、健全な財政運営を維持するための取り組みや住民の皆様の利便性がより高くなるような窓口サービス、事務の見直しを図る取り組みも並行して行っております。

また、行政内部におきましても、より効率的な行政運営を実現するため、指定管理者制度導入の検討や、定員管理計画に基づく職員数の削減、また職員一人ひとりの能力を今以上に向上させる人事評価制度の導入等無駄を省きより節減した行政経費の取り組みも重要課題として同様に行っております。

今後とも、町の歳入においては際立った増加は期待できないため、これまで行ってきた以上に行政が一丸となって内部コストを抑制するとともに、アンケート調査やパブリックコメント等により住民の皆様の声を反映し、適切な負担もお願いしつつ効率的な行政サービスの提供を目指し、同計画、5カ年で約20億円の効果額ということをやっておりますが、目標としまして鋭意努力を行っていきたいという考えであります。

それと、第4次の太子町新行革大綱の財政基盤の強化の中の自主財源の確保、こういった中で三十何番からおっしゃっておられましたが、やはりこれにつきましては、先ほども行革の中でも触れましたように、財政的にも歳入はこれ以上見込めない中で歳出の動向ということがございます。したがって、行政が存続して住民サービスを継続していくためには、求めるべき負担は今のうちからそういった考えの中で整理をされていて求めざるを得んということでございます。そういったものも含めまして一つの行財政改革ということでございます。

入札の改革につきましては、来年度、21年度から予定しております総合評価といった形での入札も予定しておりますので、改革につきましては順次、内容的にこういった形になるか分かりませんが、改革をされていくだろうということでございます。

（桜井公晴議員「何かほかのことも言うたけどな、無駄の中では」の声あり）

○議長（北川嘉明） 桜井議員、指摘してください。

（桜井公晴議員「ちゃんと言よんやないかい。聞いとかんかい」の声あり）

桜井議員。

○桜井公晴議員 先ほども言うたように、入札の問題もこんなんが入ってきて、ほいで要は言うたこと聞いとってくれというのは、そういうことですわ。入札の問題なんか無駄の何かでちゃんと整理せんかいなと言うとるやつですよ。高値落札を応援しとんやないかと、内容的には。こういうことを言われても何も反論ないんかということなんです。

それで、この中には経営事項審査の問題で警察ざたになったものも入っとなでしょう。それから、特定建設業の許可もないのにというやつも町と絡んでありましたね。そういうものが名前を変えたり、代表者がちょっとかわったら、すぐに入札に参加して契約をする。甘いわけでしょう、そういうようなこと。

それからもう一つは、最低制限価格をそのままほいほいと出しとったら、それから逆算で類推すると、こういうこともあるという何回か指摘しとるでしょう。競争したのは目いっぱいにととってんですよ、中でも。競争がないんですよ。それは無駄になってくる。甘い汁を吸うと。これらを福祉や医療の財源に回しなさいと私は言うとな。それが改革の一つやと。

それから、皮革汚水前処理場でも手だてを講じないといけないと。1億数千万円いっつも入れる。これを手だてを講じることが大事

や言うтонですよ。それ言うたんですよ。無駄を省くとか、そういうところありますよと。それどうですかというて聞いたんや。それどうなんや。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 前処理場の件につきましては、機会ごとにいろいろご指摘いただいておりますが、私どもとしては公共用水域の水質を守るという一つの大きなこともございますし、あるいはやはり零細企業ということで過去からの経緯でやむを得ない状況もございます。

それから、入札関係でございますが、先ほど総務部長が申し上げましたように、来年度は総合評価方式等も考えた中で入札制度を考えていきたいというふうに考えております。

議員ご指摘のように、こういったことをもしなければ、経費節減の中で福祉ということは当然考えられることであって、議員がおっしゃることが私間違ってるとは思ってません。ただ、現状ではやむを得ない部分も、いわゆる前処理のことでございますが、やむを得ない部分もあるということでご理解をお願いしたいと、このように思います。

○桜井公晴議員 私はやむを得ないと思ってないから何回でも言うтонです。当たり前のこと言よんです。ここにどぶに税金を捨てる、血税を捨てることはない、ということ言ってます。時間の関係もありますので、次に行かんと忙しいて。

それから、3番目の国保、介護保険等についてということで質問でも指摘をしておるわけですが、国保は国民皆保険を支える重要な柱であるということ、そして保険制度ではありますが、社会保障の一環としてつくられて、当初は45%が国の責任で賄われておったわけです。それを次々と国の責任を地方に押しつけたり、また加入者に押しつけるような形で今日の実態があるわけですから、国の責任は重大であります。

そういう意味から国庫の負担を拡充することを求めると同時に、最初に言いましたよう

に、住民の暮らし向きが非常に大変なところに来ているわけでありますから、滞納も増えるような状況であります。町独自でも国にそういう財政措置を求めると同時に、町独自でも加入者等の生活実態に基づいた支援措置をとることが私は肝要だと、こういうことに思いますので、その取り組みについてと、それから今日資格証明書が問題になっているわけであります。全国的には1,798の自治体がある中で3割以上のところが、これ厚生労働省の初めて渋々発表したデータであります、発行していない自治体というのが、先ほど言いましたように、3割を占めるに至ったと。内訳は市が104、町が311、村が135と、ほいで広域連合が1と、こういうような状況で、特に沖縄、京都、長野の府県では6割以上の市町村で資格証明書を発行してないと、こういうようなことになっております。

これも通知の中で独自判断がついて、厚生省自身が言っている判断がついてるわけですから、市町村の判断ちゅうのは大きくかわるわけであります。そういう点から、子供の資格証明書ってということで、お金がなければ命を奪われると、こういうような状況が生まれて、これもあちこちで騒がれたことありますが、人権と命にかかわる問題であります。皆保険という趣旨からも保険証の交付と税を分離した取り組みが必要だと、こういうふうに考えますが、本町での取り組みについて説明を求めたいと思います。

それから、介護保険の面では、今度改定、見直しになるわけでありますけれども、サービスの低下、あるいは保険料、利用料を増加させることがないように国に求めると同時に、町としても独自施策を確立すると、こういうことが生活支援に結びつくし、介護の自己負担等の問題で介護保険を利用しにくくなっている現状を少しでも緩和する、そういう方向に結びつくものでありますから、独自施策の確立が大切であります。そういう点から取り組みについて説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、国保の関係からでございますけれども、生活実態に基づいての町独自の支援措置というお尋ねでございます。

この国民健康保険事業につきましては、この機会のあるたびに申し上げておりますが、非常に保険事業を行うに当たりまして保険者としましては将来にわたって国民健康保険を安定的に運用していかなければならないという使命がございまして、それにはやはり被保険者の方々に相当の負担を求めざるを得ません。給付と負担のあり方について、これまでもさんざん申し上げた中でございますけれども、非常に医療水準に見合った負担をどの程度に設定するかと、非常に微妙かつ難しい問題、課題でございます。今のところは法令、制令に従っての低所得者に対する保険税の軽減措置がとられておりますが、そこへ加えて町独自の支援策といいますと、これはもう困難と言わざるを得ない状況でございます。

それから、資格証明書の件でお尋ねがございましたんですが、この資格証明書につきましても、これはやはりこの保険制度そのものが被保険者の相互扶助の精神のもとに制度を正しく理解をしていただいて、保険税の納付に当たりましては被保険者間の公平性を確保する、負担能力に応じた納付というのが求められるわけでございます。

資格証明書の発行については、保険税を納付することができない特別の事情のないにもかかわらず長期にわたり保険税を滞納している方について、納付相談の機会を確保するというところで交付をしているものでございます。今交付と保険税を分離した取り組みという議員のご指摘でございますけれども、あくまでこの国民健康保険事業の根幹にかかわる部分でございまして、被保険者が負担能力に応じて保険税を負担していただくということでこの事業が成り立っておるものでございますから、繰り返すようですが、滞納者の実態ということにつきましては、やはり国、県が通知をいたしておりますように、十分その生

活実態を把握をして個々に判断をするということに尽きるかというように思います。

それから、最後ですが、介護保険の関係でございます。

介護保険も、ご承知のように、この第4期の計画策定の年に当たっておりまして、これに合わせまして法令、政令の改正もなされておりますが、被保険者、介護サービス利用者の負担増にならないように機会あるごとに国のほうには要望してきているところでございますが、現在のところ平成16年、11年の税制改正に伴いますところの介護保険料の激変緩和措置がこの当該平成20年度で終了することを受けまして、第4期につきましても保険者がこの同様の軽減措置が講ずるようにできるように政令の改正が行われておりまして、具体的に申しますと、保険料負担段階の標準とされております第4段階で公的年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の被保険者につきましては、保険者の判断でその基準額に乗じる保険料の軽減ができるというふうに政令が改正をされております。

本町におきましても、この趣旨を踏まえまして、ここで言いますところの負担軽減を考慮いたしまして軽減措置が講じられるように今現在検討いたしまして、第4期の計画策定に向け準備をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 桜井議員。

○桜井公晴議員 そのようにばっかり説明するといけないんで、私はあえて当初からの社会保障皆保険制度として発足した経過からわざわざ説明しとるわけですね。皆保険ということで発足したときには、社会保障的側面を持って運営するということになっておるんですよ。何もうそ言うてるわけじゃないんですよ。だから、相互扶助というのは後からつけ足しとるもんですわ。国の責任を交代させるところに問題があるんです。だから、国に対する要求をすることと同時に町も手伝いをしたらどうや言うтонですよ。だから、町が

それで破綻するようなことは私はないと思います。

それぞれの町でそれぞれまた同じようなことで支援をしているわけでありますから、先ほど資格証明書のことでも言いましたが、ペナルティーではなくて、あくまでこの悪質なものについて私は減免したり、どないせえと言うてるわけじゃないんです。国民健康保険税も介護保険も高いからです、ほんまに。安うないんですよ。あんたらは安いと思うとるか分からんけど、おたくらの給料から見たら安いんか分からん。しかし、高いんです。利用料も高いんです。だから、制限をせなあかんという現状でしょう。ほいで、そういうものに対して滞納者が怒ってもしようがないほどの高さんですよ。それが違う言うんやったら、こんなことにならんと思いますよ、滞納が増えるということはならんと思いますけど、現実はそうなってるわけです。それをしっかり調査して、収納することを私はするなと言うてるわけじゃありませんし、収納をしなければならんと思います。けども、皆保険のもとで保険があって苦しむようなことにならないようにすることも保険です。そういうことを言ってるわけであります。

だから、独自の措置をしているところはいろいろ工夫してやっとな。ここの工夫したらやれんことはないということ言よんです、太子町は。そういうこと言よんです。それはもう構えですよ。構えがあるかないか。おたくらに人の血が通ってないから、そないこと言うтонじゃないですか。構えがそこに出てこんと、こう思うんですけど、いかがですかということ。

それから、介護保険は性格上やっぱり給付が増えると低所得者も含めて負担が、保険料が上がる仕組みですわな、仕組みそのものが。増やせ増やせ言うたら、それに伴うて保険料が上がるんですよ。だから、そこが痛しかゆしのところがあるんで、やっぱりそういう面は一番大きなところでまず見るということが国庫ですわ。やっぱりそれも国庫に言

わないといけない。しかし、それと同時に一面では独自の取り組みがあって国も動かすと、こういうことになってまいりますので、介護保険も保険あって介護なしにならないように、見直しに当たってはそういう取り組みがやはり必要だろうと、こう思うんですよ。

だから、行政の役割は、やはり私は高齢者福祉を含めて、また障害者福祉支援法も大問題なんですけれども、社会的な援助を必要としている人が孤立して地域に埋もれることが心配されるような状況があるわけですから、地域で医療、介護、福祉などに取り組む人の協力を得ながら国と市町村がそれに責任を持つと、これこそが本来の介護のあり方でないかと思うんです。そういう点から、包括支援センターの活動を充実させていくと、こういう取り組みで高齢者の生活を支える、障害者の生活を支える、このことが柱でなきゃならないと思うんですけど、その点はいかがですか。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 保険の制度で、冒頭も申し上げたんですが、やはり桜井議員さんおっしゃいますように、この仕組みとしましてもやはり公費の部分というのには私どももかねてより国に対して要望をしているところでございます。

特に、国民健康保険につきましても、保険者でございますけれども、非常に被保険者数が多くない、俗に言います、分母が小さいという部分がございますので、なかなか今議員さんがおっしゃいますところの町独自の、保険者独自の支援策というのはとりにくいという部分がございます。血も涙もないというご指摘がございましたんですが、何も我々は最上段に構えておるというわけではございませんが、そういった仕組みの問題も大きな問題でございますので、どうとこうご理解をいただきたいというふうに思うわけでございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 桜井議員。

○桜井公晴議員 だから、仕組みが問題やから仕組みの改善を求めないと、これ解決でけん問題があるんや。そうでしょう。給付を増やせば、介護保険なんかも、国保もそうですよ、国庫の削った分が皆に回りょんやから。そういうことを求めない限り自治体も立ち行かんと、一緒にならんかいなと私は言よんや。

それから、介護もそうですわ。先ほど説明したように、見直しを機会にやっぱり保険料の値上げも抑えないといけないけども、給付が増えたらいや応なしに保険料がそれに見合っていくんやから。ほたら、苦しい人も同じように上がるんや。そういうことは改善しよう思うたらどこに持っていかなあかんかというたら、制度をつくったとこへやはり責任を持って言わないといけんでしょう。そして、一緒に解決するという姿勢に立たんかい言よんや、私は、一つは。それだけよう覚えとってください。それが全然違うんだったら、またけんかもせないけんけども、それがやっぱり言うときたいと思います。それはどうですか。合うてますか。同じようにやっぱり困るというのは、困るということを声を上げないと変わりませんよ、国のほうも。そのこと言よんです。どうですか。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 先ほども答弁いたしましたように、機会のあるたびにその話はいたしておるところでございます。

○議長（北川嘉明） 桜井議員。

○桜井公晴議員 だけど、機会のあるたびじゃったら、国は変わりませんわ、国庫負担はどんどん減らしょんやから。2,200億円の社会保障費を減らしょんですよ、予算を、毎年。今13兆円ですよ。こっちはっかり減らすから、こないことなるんや。そのとこに目を向けていかないとあかんわけです。そういう立場に見えるんだったら、そういうことを言いはれと言うとんで、それだけ言うときたいと思います。

何分使うたんかいな。

（「残り18分」の声あり）

ああそうか。

それから、4番目の質問で道路整備等につきましてはありますが、通告でしてあることは皆分かったんでしょうか。何もこれは何ですか言わんことやから、すべて分かって答弁してくれるんやろうね。それだけ聞いときたいと思います。通告もしとるわけやから、これが分からんということやったら言うてもらわんだらあかんのだね。

計画道路以外の道路計画を公表して、土地利用とか、あるいは開発行為等を指導、誘導して計画との整合を図る必要がまちづくり上はあると思うんです。しかし、公表しないと分からないわけですから、しっかり公表して、町がそれに責任を持つと、こういうことでないといけないと思うんですが、そのことについてはとの説明を求めたいと思います。

それから、認定外道路、位置指定等があるわけでありましたが、太子町内にも、ご案内のとおり、ミニ開発、いわゆる開発行為に当たらない1,000平米以下のところを造成をしたりするケースがこれまでにたくさんありました。そういう中で、その手法としては建築基準法上の位置指定をとって住宅を建てられるようにすると、ほいで一方で開発っていうのは、公共施設のけり出しとか、あるいは道路の幅員とか、いろいろ条件があるわけです。それらを免れて位置指定でやるのがたくさんあって今日を迎え、位置指定道路の延長延長に住宅が建って、行き詰まりの道路なんかが出てくる。そういうようなことがある。それらの位置指定道路っていうのは件数として何件、その延長面積、それから一方で固定資産税を免除、公衆用道路として減免をしようと思うんですね、免除してると。これらの実態はつかんでおらないといけないんですが、それはつかんどったら、それらの実態の説明を求めたいと。

それから、特にこれらのところで住んでいらっしゃる方々は、直近に住んだ者がすぐにどうこうということは、それこそけしからん

と私も思うんですが、長年にわたって太子町民として納税の義務を果たしたり協力もしてきて、今の町に貢献をしてきた人たちがたまたま位置指定の関係のところで住んでいたりはないかと、こういうふうに思うわけであります。そういう点から、もちろん基準は何年以上経過している者とかというものも要ると思いますが、それらの基準を設けた上で採納の申し入れがあれば採納を受ける、これも大切な施策だと、このように思うんです。そういう点から現状と取り組みについて説明を求めます。

それから、交付税算入の基礎になっております町道で、底地がまだ町名義になっていないものの実態というのは、未登記のものを含めて今どういう、現状どうかと、こういうことがあるわけでありましたが、その実態と対策についても説明を求めたいと思いますが、最も私は面積が大きいのは太子苑内の道路ではないかと思うんです、底地が町名義で今ないというものについては。これについても、先ほど上田議員のほうで質問されておりましたけれども、底地をやっぱり名実ともに町の名義にするという取り組みがなされてしかるべきだと思います。

その手段として、先ほどもどういう方法があるのかっていうようなことで副町長等が逆に上田さんに聞くというようなことをしておりましたが、当初私も何回も言ってきた中に時効取得の問題言いました。町が行為を起こすと、分かっている人たちの間で起こすんです。残りの人たちは後です。そういうことで整理はつくんです。だから、そこらやる気があるかないかですね、町が。ほいで、底地を特定する必要、もうそれでほっとくという気なら別ですよ。町は何にもしようがないんやからほっとくんやと、占有しとればえんやと。こういうことであれば別のことなんですけども、底地も特定しなきゃならないと、こういうことも責任があるわけですから、未登記の町道と同じような取り組みは必要だろう

と。ましてや、これは多分交付税算入の基礎にカウントされてると思うんですがね、違うんですかね。それも含めて説明を求めたいと思います。

それから、里道等の整備計画、これは再三言うわけでありますが、これも太子町として町民でかつては狭い狭い道路で暮らしながら今日の太子町をつくるために貢献をしてきた方々がお住まいのところもたくさんあるわけですけれども、そういう里道等の整備計画も町が責任を持っていかないと、救急車両等が入るに入りにくいようなところの解消は図るべきだと、このように思うんですけど、それぞれの対策について説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

まず、1点目ですけども、都市計画道路も含めまして道路整備に当たりましては、実施計画に基づきまして整備をいたしております。

なお、開発行為での指導につきましては事前協議から調整を行っておりますが、開発指導要綱に基づく指導はいたしますが、それ以上の指導には限界があるというところでございます。

2点目ですけども、町内の道路位置指定は現在175路線、延長6,546.7メートル、面積は4万230平方メートルということで、固定資産税は非課税となっております。

道路位置指定につきましては、公道については町の指導は行っておりません。あくまで建築基準法上の接道要件を満たすための指定あるいは届け出されたもので、現時点におきましては寄附採納の取り組みは考えておりません。

3点目でございますけども、町道の認定する中の一部の道路内民地があるということは認識しております。その中で税務課が公衆用道路として非課税にしています筆数は2,089、しかしながらこれには道路位置指定や、いわゆる農道的な里道の拡幅等もござい

ますので、町道認定をしている中の道路内民地につきましては、そこまではまだ把握はしておりません。

その中で何らかの事業に絡んだときに判明する道路内民地につきましては、個人さんに話をさせていただいて解消に努めているところでございます。

4点目につきましては、現在特に里道に対しての整備計画はございません。ですが、やはりどうしてもその里道拡幅等必要とあれば、やはり整備していく必要があるんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 桜井議員。

○桜井公晴議員 後ろから言いますけど、必要とあらば、必要ないん。あんたが言うとなのは必要ないんかいな。必要とあらばとはどういうことや。一つね、必要とあらば言うて、あんた方が必要とあらば言うだけやろう。ほいで、私が先に言うたように、町が今日を迎えるに当たっての貢献された人ばっかしですよ、かなりが。そういうこと言う 겁니다。そういうところでやっぱり不便を感じるようなことがあってはならないから、どこからほしたら申し出たらやね、必要と認めるんかということも、それもやっぱり一つの計画的にはっきりさせてもらったらええわけすわ、必要とあらばと言うならば。

それから、交付税の算入の町道でというのは、これ分からへんの。これちゃんと説明せんかい。それは先にしてくれ。それから、質問せんとぐあい悪い。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 交付税算入の件でございますけども、これにつきましては町道認定の延長で交付税算入の基礎データとなっておりますので、道路内民地については特に問題はないということでございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 桜井議員。

○桜井公晴議員 民地は問題ないて、使うとんやから問題ないが。ただ、それ認定しとる

さかいに交付税がカウントされておるけども、底地はよそのもんだということやで。うそか、違うか。それでええのか言うとなや、私は。町は取るもんは取っとるけども、それを言よんじゃがな。太子苑のあれもそうやないか。違いますか。一番大きいのは太子苑のあれやがな。だから、今説明があったものの中で、そやけど認定道路の中でやね、町の名義でないものは面積、件数、ほいで未登記のものが何ぼ言いました、二千……

（「89」の声あり）

89。

これが未登記。

未登記のもんは何ぼやいな。

それは対策が要るやん。勝手に使うとるだけやないけ。

だから、前からこれも整理をすると言うてゐるわけすわ。ほいで、私はそういうことをちゃんと整理をしないと、名実ともに町のもんにもならんし、交付税算入もそういう形で計算されるわけですから、そのことがきちっと整理されていかないといけないと。さかい、底地が町名義でないものの実態というのは何ぼあるん、ほんまに。何ぼあって、何ぼ面積なんや。それ説明してくださいよ、ほんまに、未登記の分も含めて。

それから、ただ認定外のものは、私もどっかのことをどないて言うつもりはないんやけども、それぞれ今までに開発指導要綱に基づいて受け取るつもりはないと、そないことは今まで言ったから聞いてます。ただ、そういう中でも自治体によっては積極的に受けて、後々のまちづくりのために生かしてるところもあると。そういうことを含めて、ただ私は、先ほども言うたように、業者の後追いしたり、しりぬぐいをするようなことについては私はもう絶対あかんと思います。しかし、現状が長いことそこで住まわれて、その人たちに本来責任がそれほど伴わない、家を建てるためには背に腹は代えられんということで位置指定でも承知で建てられたと。しかしながら、実際には後々困るようなこともあ

るということを含めて一定の基準、年度も含めた基準を設けて受け取るということも必要だろうと言うてるわけ、提言してんです。町の財産は一応増えるんです。ただ、守りするのに金がかかりますと。何もええことばかりではありませんと。しかし、受け取ってるところはまちづくりの中で生かすこともできてますということおっしゃってます。それらを工夫していく必要があるんで、延長面積等聞いてきたわけです。

それから、減免額というのは、減免しているのが対象が4万230平米で、公衆用道路の筆数が2,089、ちょっと私が間違えたか分からんけど、もう一回説明してください。

計画を持って初めて、例えばそういう道路位置指定も含めてこれからやろうとする連中も含めて、一定の都市計画道路とかじゃあなくて、道路計画全体をもってそこに誘導する施策も必要だと。それはどれだけ業者等が協力するかしないか分かりませんが、必要なものはそこまでつながってくるように指導すると、こういうことも必要だということを私は言うтонです。何も業者なり何なりを応援する施策じゃないと思いますので、開発等も指導すると。今度、馬場でも、馬場は西の馬場なんかもよく言われる中に田中の奥と、よくここで話題になりますけれども、奥、奥へ行って、結局そこへ出てこないけんというような道が西の馬場はありますね。今度また同じようなところで間口は広いですが、また中へ入って、またもとへ戻ってくる。そういうものが開発行為でも出てくるわけです。だから、それは一応都市計画法上のものですからやむを得ないと思いますけども、それらも道路計画があったらやっぱり誘導もできると思うんです。そういうことを私は言うтонです。その辺を含めて説明してください。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） まず、1点目ですけども、里道の整備でございますけども、やはりこれは町道となっておりますの

で、やはり地元が要望等があれば対応していくということになると思います。

それと、面積ですけども、認定外道路につきましては現在175路線、延長は6,546.7メートル、面積は4万230平方メートルでございます。

それと、もう一点言いましたのは、交付税算入でなしに、要は道路内の税務課での公衆用道路としての非課税となっております個人の名義ですか、これが2,089筆で、面積が約10万800平方メートル。しかしながら、これは先ほど言いました道路位置指定や調整区域なんかどこにあります農道の拡幅した個人の道も含まれておりますので、町道認定の中にあります民地については把握は今のところつかめておりません。

それと、道路契約でございますけども、道路契約自体はできんことはないんですけども、やはり道路契約になりますと区画整理的な、どうしても絵になってこようかなということで、現実上かなり難しいんじゃないかということでございます。ですから、今後行きどまりの問題とか、それにつきましてはやはり開発のときに指導をしていって、現在も馬場のほうで1カ所袋小路になってるところがつながったということもありますので、今後やはり開発のときには十分その辺指導をといいますか、協力をお願いしていきたいというふうには感じております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 桜井議員。

○桜井公晴議員 そやけど、道路とか下水とかというのは計画はまちづくりには必要やわね。それに基づいてないと、開発の申請が出ても、またミニ開発が出ても、それを指導することできませんわ、誘導もできませんわ。だから、今いろんなところに袋小路ができとんと違いますか。だから、そういうようなことを、ほいでところによってはガードレール立てて自分の権利を主張して裁判をせんだら通させんというようなところもありました。そういうようなことを住民同士がまた起

こすようなことのないようにもしないといけない。だから、町側にやはり基本的な計画があったら、それに結びつけていくように指導もできるということなんです。

ほんで、前にはこういうものあります言うて、そやけど公表はしません言うたんや。私はそれで聞きょんや。ほいで、ええかげんな答えばっかし言うなと、その都度違うなと。計画なかったら指導もでけんやろう。ほしたら、そこの新町聖徳台、北側の道路だったてそうや、後から出てくんや、あれもありました言うて。どこにあったんじゃということになるんや、そんなもん、計画が。だから、あるんだったら、みんな出してからしないといけない。そういうことだと思うんですけど、あるときはある、ほいで公表したら、先買いますさかい、ほなこと言うてきたじゃないか。やっぱりそういうことは公表しといて、先買ひされようがどないしようがやるべきことはちゃんとこれに基づいてやりますがなかったらあかんと私は思うんですよ。そういうことで指導が徹底できると思うんですけども、そういうことで言ってますから、その点も再度説明をしてもらいたい。

それから、いわゆる占用だけして、交付税の算入もして、底地を特定しないということはいけないから私は言よんですよ、太子苑の土地も含めてね。それどないするんですか。勝手過ぎませんか。だから、時効取得したらよろしいと言うてるんです。

それらも含めて説明を再度求めます。

○議長（北川嘉明） 桜井議員、あと3分ですので、よろしくお願いします。

経済建設部長。

（桜井公晴議員「3分、早」の声あり）

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

先ほども言いましたように、道路につきましてはやはり全町的な計画自体はどうしても、先ほども言いましたように、区画整理的な図面になってこようかという形になります。

ですから、要は新町聖徳台線とか、一応その路線ごとについてはどういうふうに拡幅するんだとかという図面といいますか、そういうこともあり得ますけども、一般的に開発に伴います指導に適するような計画というのはどうしてもつくりづらいというのが、やはり開発自体が1筆の土地ごとに大体やられてる傾向がありますんで、非常に難しいんじゃないかと思います。

それと、その道路の占有ということでございますが、要は未登記のものについては占有自体ははっきりとこれは分かりません。ですから、登記してあって分筆してある分であれば、先ほども言いましたように2,089筆、これは先ほども言いましたように、道路位置や里道拡幅なんかもございますので分かりますけども、要は未登記のものについてはやはり字限図等は順次追っていくか、もしくは今後地籍調査をしながら解消していくのがいいんじゃないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 桜井議員。

○桜井公晴議員 そうしいうようなのそのそしとったてあかんわけで、二重買いせんようにて何回も言うたんですよ。買うたところまでまた買わされた。そういう経過もあるわけですから、必要な、ほいで太子苑の土地は別途の問題でなかなか答弁しないから、後の質問もありますんで、そっただけ言うといて、また後々言いたいと思います。

ほいで、次の第5の質問であります。環境対策について、ポイ捨てとか、犬のふんの放置等の防止対策については、先にも清原議員のほうから指摘があり、これについては環境条例もある、県の条例もある、だから屋上屋を架すようなことはしてもしようがないと、こういうようなことを言ってきたわけがありますけれども、上位条例や環境条例が生かされてポイ捨てや犬のふんの放置がなくなったかどうか、それを生かす取り組みというのが個別の条例をつくって啓発をするということが必要だろうと思うんですけど、そい

う点について説明を求めたいのと、それからごみ拾いなんかでボランティアをしている人たちが、あの人たちがやっているのだから好きでやっているとか、そういうことじゃなくて、行政が身近なところをきれいにしようというような呼びかけをする上からも条例に基づいて呼びかけていくことも大切かと思えます。

それから、連合自治会の役員が何か言うてるようでありますけれども、そういう要請もあって、この条例化を促進するというような要請がきておるのかどうか、それについてもどう対応するのか説明を求めたいと思います。私は、今こそ条例化して、ちゃんと環境対策を講じるべきだと、このように思うんで、質問しております。

それからもう一点は、林田川付近の異臭、これは朝方が大概なんですけどね。地元の人たちも変なにおいがすると、多分西から吹くんだらうと思います。それから、朝方というのは、特にですが、下へ大気に加減で出てくるからだと思いますけども、その異臭の調査を行っとるかどうか。それから、その原因がどこにあるか。また、対策はどこかということを含めて説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、第1点目のごみのポイ捨て並びに犬のふんの防止対策でございますが、これにつきましては、先の9月議会におきましても清原議員さんのほうにご答弁を申し上げたところでございます。

その際に、私のほうからもやはり立派な法令としても禁止をされておる事項でございまして、表現がポイ捨てといった軽い感じがいたしまして、なかなか犯罪意識が低いというのが現状でございます。ですから、法律によって禁止もされ、またこの犬のふんにつきましては県の条例によって禁止もされ、罰則規程も設けられておるわけでございますけれども、そういったところでの実効的な効果というのは法令、条例をもってしてもなかなか向

上しないというところで、太子町に限らず、各自治体も悩んでおられるというところでございます。

町の条例をつくって広く住民の皆さんにそういった具体の行動を起こしていただくという桜井議員さんからのご指摘でございますけれども、自治会のほうにしましても、この問題についてやはり良好な生活環境といったことで非常に関心が高うございまして、町のほうへもやはりこの対策、対応といいますのも要望として上がってきております。

ただ、これにつきまして町条例を構えるかどうかにつきましては、やはり先の9月議会の際にも申しましたように、なかなか考えなければならないというふうに思っておるところでございます。

もうすぐ12月の今度の日曜日にクリーン作戦が展開をされますが、やはりあいった機会、一人でも多くの住民の皆さんに参加していただいて、この不法投棄の実態ですね、ポイ捨てと言いますが、これはもう法律上不法投棄でございますので、その実態をよく見ていただいて、やはり意識の高揚と向上というのが肝要かなと思いますし、またこの長年続いております全町クリーン作戦におきまして住民の皆さんにもやはり美化意識の高揚というのは徐々に広がっておるというふうに思っております。今後も看板設置等、やはり住民の皆さんのモラルの向上を求めている啓発を行ってきたいというふうに思っておるところでございます。

それから、2点目の林田川の異臭でございますけれども、過去にそういった通報がございまして、国土交通省並びに兵庫県、それからお隣のたつの市さんと合同で調査をしたということがございましたんですが、残念ながら原因の特定には至らなかったというところで、現在までもそういうことで原因の特定がされておられません。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 桜井議員。

○桜井公晴議員 原因を特定する努力をした

らええやん。困ってんやもん。それは言うときます。まだ分からん言うんだったら、調べて、何が原因やというて特定、追跡せなあかんと思うんです。それははっきり伝えていただきたいと思います。

それから、条例化するのと、それから上位条例、ほかの条例があって、それが屋上屋を架したらあかんというならば、それをちゃんと適用して、それが生かされてこなあかんがな。それも生かすのもこの自治体の行政の一つの仕事でっせ。

ただ、私はここでも条例をつくるということは啓発にもつながるし、皆さんの意識が高まることによって、太子の町はこういうふうにきれいになったな言うてまちづくりにもなるんですよ。だから、そういう点での取り組みが必要だと思います。

それから、自治会からは要望が上がった、上がったというのはどういうこと言うんかいな。上がる下がる言うたら、上下の関係を言うとの。出てるんでしょ。その辺に答えを出さなあかんと思うんですね。だから、そこらはどうですかということ、再度説明願います。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 地域のほうから、そういった生活環境の保全という意味合いでやはり問題であるので対処お願いしたいという要望でございますので、それについてお答えをしなければならないというふうに思っておりますのでございます。

（桜井公晴議員「調査すんやな。追跡

調査すんやね。ちゃんとそれはせなあかんと言うてんねん」の声あり）

林田川の原因調査につきましては、そういった過去に合同での調査を行った経緯がございますんですが、いまだに特定には至っておりませんということでございまして、調査の方法につきましてもなかなか水質からずっとやっておるわけですが、原因特定に至らないということでございますので、やはり通報があれば調査を行うというところでございます。

○議長（北川嘉明） 桜井議員。

○桜井公晴議員 私が言よんやさかいね、聞いて言よんやさかい、ちゃんと代弁しょんやからな。ちゃんとしてもらわな困る。

それじゃあ、終わります。

○議長（北川嘉明） 以上で桜井公晴議員の一般質問は終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

次の本会議は12月9日午前10時から再開します。

なお、12月9日の本会議は改めて開催通知はいたしませんので、ご了承願います。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（散会 午後4時18分）